

令和3年度 議会活性化計画書

(附 令和2年度 議会活性化計画 最終評価書)

(令和3年度 ~ 4年度版)

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して



(令和2年5月22日計画策定)
令和3年4月27日実績評価
令和3年7月2日計画策定

芽室町議会

目次

1. R3 芽室町議会活性化計画主要事業	2
2. 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針	3
3. R3 芽室町議会実行計画書	5
(1) 政策課題	5
(2) 活性化策	7
4. R2 芽室町議会基本条例の実践評価	20
5. 芽室町議会基本条例（令和元年度活動分）議員自己評価（R1-R2版）	71
6. R2 芽室町議会活性化計画主要事業取組評価	112
7. R2 芽室町議会実行計画評価	114
(1) 政策課題	114
(2) 活性化策	122

1. R3 芽室町議会活性化計画主要事業

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

主要3項目

1 活発な議員間討議による議会政策形成サイクルの良化

(議会基本条例 第2条(2)、第3条(3)、第5条(2)、第12条、第13条、第16条)

→ ファシリテーション力と対話力向上により政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。

2 町民との意見交換会の深化と充実(多様な住民参加の機会づくり)

(議会基本条例 第4条(2)、第8条(1・5))

→ 多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる機会を設けます。

3 外部評価手法を確立する(議会基本条例 第24条)

→ 議会活動を広く共有するとともに住民による評価から活動の改善を図ります

2. 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針

芽室町議会は、議会基本条例に沿って課題等を分析し、議員間討議を行い、次のとおり、基本理念及び基本方針を定め、議会改革と活性化を進めます。

【1】 芽室町議会の運営の基本理念

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現

【2】 芽室町議会の6つの基本方針

芽室町議会は、基本理念を実現するため、次の6点を基本方針とします。

1 開かれた議会

町民のまちづくりへの関心度を高めるとともに、町民への説明責任を果たすために、より一層の積極的な情報公開を行い、町民に分かりやすく、町民が参加しやすく、開かれた議会運営の実現を目指します。

2 公平・公正、透明な議会運営

町民の信頼と期待に答えていくため、議会が町民の代表機関であることを常に自覚し、自由かつ達な議論を行い、公平・公正を基本とした民主的で透明性の高い議会運営を目指します。

3 適切な行政の監視と評価

適正な行政運営の確保のために、議決すべき事業の拡大を行うなど、行政への監視及び評価の機能の充実・強化を目指します。

4 町民本位の政策立案と提言

提出された議案の審議または審査を行うほか、町民の視点から議員が十分な議論を行い、議会としての合意形成を図ることにより、積極的に議員及び委員会の提案による条例制定、政策提案及び政策提言等に取り組み、立法機能の充実・強化を目指します。

5 議会力、議員力の強化

議事機関として広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させるとともに、議員個々の資質を高め、議会権能の強化と活性化に取り組み、議会力及び議員力の強化を目指します。

6 継続的な議会改革の推進

町民に信頼されるために不断の努力と研鑽を行い、継続かつ持続的に議会改革に取り組みます。

3. R3 芽室町議会実行計画書

(1) 政策課題

(i) 総務経済常任委員会

①子どもからお年寄りまですべての世代に愛される新嵐山スカイパーク

・新嵐山スカイパークの経営や改革については、事業主体を変えながら進められてきた。令和2年6月から新嵐山活用計画に基づき本格的な運営の見直しが始まっているが、第5期芽室町総合計画に謳う「町民にとっても自慢できる、誇ることのできる新嵐山スカイパーク」を目指して進められているかなど、今後も計画の進捗や予算編成などについて調査すべきである。

町の貴重な財産である新嵐山スカイパークを有効活用していくうえで、町民からの意見を丁寧に聞き取り、活用計画の取り組みを検証していく。

(ii) 厚生文教常任委員会

①子どもたちの学習環境整備

・昨年度のPTAとの意見交換会で、様々な期待と不安が寄せられた。その声に対し、「ハードの整備だけではなく、ソフト面もしっかりと用意できるよう、今後議論を進める。」「今後も議会として確認していく。」と回答しており、抽出事業として重点的に調査を行っていく。

進捗工程表

達成時期：R5年3月

所管委員会：総務経済常任委員会

施策（事業）名：子どもからお年寄りまですべての世代に愛される新嵐山スカイパーク

【現状】

- 活用計画に基づき見直しが進められている
- R2年に活用計画に係る提言を行った

【目指す姿(目標)】

- ・町民が訪れる憩いの場
- ・芽室町内・町外から芽室のファンを創る場

【課題・政策】

- 改革の進捗状況の検証
- 町民や関係団体の活用計画の理解度の把握
- 町民ニーズの議会としての捉え方
- コロナ禍における公共投資の予算化に対する議会としてのチェック

[取組内容]

- ・R2提言書がどう活かされているのか確認する
- ・新嵐山スカイパーク全体的に現地調査する
- ・活用計画が進んでいる状況について町民の声を聴取する

[工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
現状の把握					→				
現地調査					→				
町民からの意見の聴取					→				

進捗工程表

達成時期：R 5年3月

所管委員会：厚生文教常任委員会

施策（事業）名：子どもたちの学習環境整備

【現状】

- ICTを活用した学習環境整備が行われている
- CSの取り組みが始まっている
- 町内の年間出生数が減少している

【目指す姿(目標)】

- 子どもたちの多様な学びが保障される

【課題・政策】

- ICTを活用するための環境整備が必要（ハード・ソフト両面）
- CSは、学校関係者以外の町民への周知及びボランティア受入れの体制整備
- 年間出生数の減少により、中長期的な視点では校区なども課題となってくる

[取組内容]

- ① 現状の課題把握のための調査
- ② 意見聴取・交換の場を持つ（教育関係者等）
- ③ 先進事例等の調査研究

[工程詳細]

項目	R 3年度		R 4年度		R 5年度		R 6年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実態把握・調査	←→								
意見聴取・交換の場の設定	←→								
先進事例等の調査研究	←→								

(2) 活性化策

①議会運営の基本理念・基本方針とR3活性化事項

「2. 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針」における6つの基本方針を踏まえ、次のとおり具体的な取り組みを行います。

1 開かれた議会

(1) 町民に分かりやすい議会

(ア) 議会からの情報発信

議会基本条例関係条項等:第9条2

通年議会制を導入し、本会議及び委員会並びに協議会等の原則公開はもとより、インターネットによる委員会中継の拡大を図るとともに、ICT化に取り組み、議会ホームページの充実に努めるなど情報発信を進めます。

(イ) 議決結果と賛否の公表

議会基本条例関係条項等:第3条④

議員としての議案等に対する賛否の重要性や説明責任を再認識し、議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を議会ホームページ及び議会だよりで公表します。

(2) 町民が参加する議会

議会基本条例関係条項等:第8条5

(ア) 議会報告と町民との意見交換会の開催

町民に対する説明責任を果たすため、多様な町民参加の場をつくり、定例会の審議内容や委員会活動など、議会の活動状況を町民に対して報告、説明するとともに、議会報告と町民との意見交換会を開催し、政策形成サイクルの起点とします。

(イ) 団体との意見交換会の開催

議会基本条例関係条項等:第4条②

議会として町民目線に沿った意思決定を行うことができるようにするため、団体との意見交換会を開催します。

(ウ) 公聴会制度の活用

議会基本条例関係条項等:第8条3

委員会において、広く議員以外の意見を聴き、適正な判断や決定、政策の立案を行うことができるようにするなど、委員会での

審査をより充実するため公聴会制度の活用を検討します。

(エ) 常任委員会での参考人制度の充実・強化 **議会基本条例関係条項等:第8条4**
常任委員会の審査において、充実したものとするため、参考人制度の充実・強化に努めます。

(オ) 附属機関の設置 **議会基本条例関係条項等:第 20 条**
町民 5 人による議会改革諮問会議を設置します。

(カ) 議会モニターの設置 **議会基本条例関係条項等:第 24 条5**
継続的に議会改革を推進するため、議会モニターを設置し、意見交換会等を行います。

2 公平・公正、透明な議会運営

(1) 公平・公正な議会運営

(ア) 審議会等委員への就任辞退（実施済） **議会基本条例関係条項等:第 11 条5**
町長の諮問機関である各種審議会等への議員就任は、二代表制の根本理念に反し不相当であることから、法令の定めによるものなどを除き辞退します。

(イ) 公平・公正な委員等の選任
特別委員会等の委員選任については、全議員が公平・公正に選任されるような選任方法を検討します。

(2) 議会運営の透明化

(ア) 正・副議長選挙の立候補制導入 **議会基本条例関係条項等:第 19 条**
正・副議長選挙における決定までのプロセスを公開し、町民に分かりやすくするため、候補者の所信表明を含めた立候補制を導入します。

(イ) 委員会・審議会等の資料開示 **議会基本条例関係条項等:第4条①**
議会ホームページ上に、委員会開催情報の周知や審議結果を掲載します。

3 適切な行政の監視と評価

(1) 適正な行政運営と緊張関係の確保

(ア) 政策提案の説明開示

議会基本条例関係条項等:第 12 条

議会審議での論点の明確化を図るため、執行機関等の政策等に関し、議会基本条例第 12 条に定めた 7 項目について積極的に調査します。

(イ) 反問権・反論権の付与

議会基本条例関係条項等:第 11 条6・7

一般質問や議案質疑等において、論点の明確化や議論を深めるため、町長等に対して反問権と反論権を認めます。

(ウ) 全員協議会と常任委員会のあり方の明確化

議会基本条例関係条項等:第 27 条1

全員協議会及び常任委員会での会議ルールを徹底し、その取り扱いを明確にします。

(2) 監視機能の充実・強化

(ア) 文書質問制度の導入・運用

議会基本条例関係条項等:第 15 条

通年議会の休会中に文書質問制度を導入・運用します。

(イ) 議決事項の拡大

議会基本条例関係条項等:第 14 条

各法律に基づいて策定する計画等について、策定時において議会の意見を反映させるため、地方自治法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決事項の範囲の拡大を図ります。

(ウ) 通年議会制度の実施

議会基本条例関係条項等:第 26 条

会期を基本的に 1 年 1 回 (5 月～4 月) とする通年議会制度を導入します。

4 町民本位の政策立案と提言

(1) 政策形成サイクルの確立

(ア) 議員間の自由討議による合意形成

議会基本条例関係条項等:第3条③・第16条

議会が「言論の府」であるとの原則から、各議員が自由に議員間討議を行うことにより議論を尽くし、議会として共通認識を高めます。

(イ) 政策討論会の実施

議会基本条例関係条項等:第17条

全員協議会で、議員間討議による合意形成を実践する場として、特定のテーマについて議員間で自由に討議を行い、政策提案につなげます。

(ウ) 専門的知見の活用

議会基本条例関係条項等:第8条3

地方自治法第100条の2の規定に基づき、必要があるときは専門的事項にかかる調査について、学識経験を有する者等に依頼するなど議会の審議に反映させます。また、包括的連協定を提携している北海道大学公共政策大学院などの協力を得ます。

(2) 立法機能の充実・強化

(ア) 議員・委員会による条例提案の推進

議会基本条例関係条項等:第16条5

議会の立法機能の充実を図るため、議員及び委員会による条例提案の推進に取り組みます。

5 議会力、議員力の強化

(1) 議会機能の強化

(ア) 議員研修会の充実

議会基本条例関係条項等:第6条2

議会として、議員の資質向上と政策立案能力の向上を図るため、議員研修計画を策定し、研修の充実強化を図ります。

(イ) 議会費の確保

議会基本条例関係条項等:第18条

適正な議会活動を行うため、必要最低限の予算を確保します。

(2) 議員の資質向上

議会基本条例関係条項等:第29条3

(ア) 政務活動費の適正な執行と公開

政策立案・提言や調査、研究のための政務活動費の導入を検討します。

(イ) 議会図書室の充実と有効活用

議会基本条例関係条項等:第 23 条

地方自治法第 100 条第 18 項の規定により、議員の調査研究に資するため、官報・公報・刊行物を保管するとともに、議員の政策形成及び立案能力向上のため、図書室の整備・充実に努めます。

(ウ) 議員の政治倫理の確立

議会基本条例関係条項等:第 7 条

議員は、町民の代表者であることを自覚するとともに、その負託に応えるため、政治倫理条例を厳守します。

6 継続的な議会改革の推進

(1) 議会のあり方調査研究

(ア) 議会モニターの設置 (再掲)

議会基本条例関係条項等:第 24 条5

継続的に議会改革を推進していくため、議会モニターを設置し、意見交換会等を行います。

(イ) 議会の制度検討

議会基本条例関係条項等:第 24 条4

地方議会に関わる地方自治法の改正等に伴い、議会として改正を踏まえた上で、地方議会制度のあるべき姿について検討します。

(ウ) 議会改革諮問会議 (附属機関) の設置等 (再掲) **議会基本条例関係条項等:第 20 条**

町民 5 人による議会改革諮問会議を設置するとともに、必要に応じ専門的知見や公聴会制度の活用等により、議員定数、議員報酬のあり方等、課題解決に向けた検討を行います。さらに広く町民の意見を聴取するなど、公正性と透明性の確保に努めます。

(2) 事務局体制の充実・強化

(ア) 事務局によるサポート体制の強化

議会基本条例関係条項等:第 22 条

議会の補助・補佐機関として、議会事務局の調査、法務・財務機能の研修機会の創出などに努めるとともに、議会運営のサポート体制を強化します。

A=おおむね達成した
 B=達成しているが改善余地あり
 C=達成していない
 D=取り組んでいない

②改善・新規活性化6事項

項 目		内 容	達成時期
■前年度からの継続事項	R2 結果		
1. 課題の論点整理の実行	新規	・会議の前後に論点の明確化や合意形成に取り組む機会を設ける。 ・議員研修会、オンラインセミナー、勉強会など多様な手段を活用し、議員力の向上を図る。	R4年 3月
2. 町民意見の協議経過の明確化	B	・町民意見の取り扱いについての検討を重ね、より迅速で丁寧な対応を心がけ、政策につながるよう向上を図ってきたが、成果が表れていないことから政策形成に至る過程を再検討する。	R4年 3月
3. 情報提供と説明の充実	B	・議会ホームページの充実を図る。 ・SNSを活用した情報発信の検証。 ・議会の「どの情報」を「誰」に提供したいのか、そのために適切な手段は何かを確認し、最適な情報提供のあり方を探る。	R4年 3月
4. 議会モニター制度の充実	B	・会議の多様な参加手法の検討と、Web アンケートなどからモニターの作業負担軽減を図る。 ・持続可能な制度確立のため、モニター制度を検証し、今後のあり方を検討する。	R4年 3月
5. 町民との意見交換会の改善	B	・「議会報告と町民との意見交換会」の目的を再検証し、既存の枠組みだけでなく、多様な世代の声を聞く場など、町民が気軽に参加できる仕組みを検討する。	R4年 3月
6. 外部評価手法の確立	B	・外部知見を活用し、議会活動の評価手法を確立する。	R4年 3月

進捗工程表

達成時期：R4年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R3 活性化策 1. 課題の論点整理の実行

【現状】

○議員間討議は取り組んでいるが、定着に至っていない。

【目指す姿(目標)】

●政策立案に至るプロセスの見える化をはかる。

【課題・政策】

➤ 議員のファシリテーション力、対話力を向上する。

[取組内容]

- ・会議の前後に論点の明確化や合意形成に取り組む機会を設ける。
- ・多様な学びの機会を創意工夫し、ファシリテーション力・対話力の向上を目指す。

[工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
会議の前後における議案の論点整理・確認					→	→			
多様な学びの機会を創出					→	→			

進捗工程表

達成時期：R4年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R3 活性化策2. 町民意見の協議経過の明確化

【現状】

○結論（結果）に至るまでの経過・理由が分からない。

【目指す姿(目標)】

●町民自らの意見が、どのように協議されているのか知ることができる。

【課題・政策】

➤ いつの意見が、いつ議会で協議・調査されているか、住民参加ツールごとに経過を明確にする。

[取組内容]

- ・意見交換等で出された意見等、議会内での協議経過から政策形成に至る過程を「見える化」する手法を検討・試行する。
- ・[R2] R2年度に実施する住民評価（アンケート）結果から、住民参加ツールの課題を抽出し、ツールごとの改善案を検討する。
- ・[R2] 検討した改善案の試行と次年度の住民参加ツールのあり方検討に繋げる。
- ・[R3] 改善策の試行と検証

[工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
議会だよりの「追跡！一般質問」の継続	→								
「明確化」手法の検討	→								
住民評価からの課題抽出			→						
課題検討とツールの改善			→						
改善策の試行と検証					→				

進捗工程表

達成時期：R4年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R3 活性化策3. 情報提供と説明の充実

【現状】

- 町の予算のサイクル等が町民に分かりづらい
- 議会活動に対する町民の認識度が低い

【目指す姿(目標)】

- 町民の視野を広げより深い議論ができる
- 議会の基本を知ってもらい、議会と交流できる

【課題・政策】

- 議会活動・情報をよりの確・効果的に町民へ提供するための手法・手段の工夫・改善

【取組内容】

- ①「6. 外部評価手法の確立」と連動し、評価を通じて議会活動の情報公開と住民との共有を行う。
- ②「5. 住民との意見交換会の改善」と連動し、多様な住民参加の促進を通じて議会活動の情報公開と住民との共有を行う。
 - ・ [R2] 住民アンケート結果をもとに、具体的な情報提供手法・手段の検討を行う。
 - ・ [R3] SNS による情報発信の検証と見直し。

【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
外部評価手法の検討	→								
住民との意見交換会の改善検討	→								
効果的な情報提供手法・手段の検討			→						
SNSによる情報発信の検証と見直し					→				

施策（事業）名：R3 活性化策 4. 議会モニター制度の充実

【現状】

- モニター候補者の固定化
- モニター意見の議会内での議論経過が見えない

【目指す姿(目標)】

- 町民の議会に対する理解が広がる
- モニター自身がより課題意識を持って主体的・積極的に会議に参加する

【課題・政策】

- 潜在的な関心層を掘り起こす
- 会議に主体的に臨めるような手法の改善

【取組内容】

- ①モニター公募方法の改善（無作為抽出など）を検討し、試行する。
- ②モニター会議の開催手法（テーマ設定、ファシリテータの設置等）の改善を検討する。
 - ・[R2]R1 年度のモニター会議結果及び無作為抽出による公募状況から、改善内容の振り返り（検証）を行う。
 - ・[R2]R1 年度検証結果から、R2・R3 年度モニター制度のあり方を再検討する。（イレギュラー対応含む）
 - ・[R3] 会議の多様な参加手法の検討と Web アンケートの実施
 - ・[R3]要綱の検証と見直し

【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
無作為抽出を含むモニター選考のあり方を検討	→								
モニター会議のテーマ設定・会議手法の検討	→								
R1 実施結果の検証（会議・無作為抽出）			→						
R2 会議運営の改善検討			→						
R3 モニター負担軽減策の検討					→				
R3 要綱の検証と見直し							→		

進捗工程表

達成時期：R4年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R3 活性化策5. 町民との意見交換会の改善

【現状】

- 意見交換を通じて、町民の真の課題を引き出せていない。
- 意見交換グループ内の情報共有ができていない

【目指す姿(目標)】

- 町民意見の背景・理由を掘り起こす対話ができる。

【課題・政策】

- 会議のメンバー、テーマ等に適した会議形式を採用し実施する
- 会議進行手法の改善する

[取組内容]

- ・ 真の情報共有化を進め住民参加を促進することを目的として、これまで実施してきた住民参加手法の検証と新たな手法の検討を行う。
(※7. 外部評価手法の確立と連動し、住民評価の結果を参考として実施する。)
- ・ [R2] R2年度に実施する住民評価（アンケート）結果から、町民との意見交換の課題を抽出し、改善点を検討する。
- ・ [R2] これまでの意見交換以外の新たな手法の検討を行う。
- ・ [R3] 意見交換会の目的の見直しと新たな手法の検討

[工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
住民参加ツールの実施にあたっての課題検討	→								
住民参加ツールの課題改善手法の検討	→								
住民評価からの課題抽出			→						
既存意見交換の改善検討					→				
新たな手法の検討					→				

進捗工程表

達成時期：R4年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R3 活性化策 6. 外部評価手法の確立

【現状】

○議会活動評価が議員自己評価にとどまってお
り適正かつ公正な評価となっているのか

【目指す姿(目標)】

●議会基本条例の基本理念に則った議会活動
を継続する

【課題・政策】

➤ 客観的（第三者）評価手法を確立する

【取組内容】

- ・住民から見える「議会活動の評価」手法を確立し、今年度の議会活動実績評価からの試行を目指す。
- ・[R2] アンケート方式の住民評価の実施・集約・分析から議会活動へ反映
- ・[R2] 「議会基本条例に基づく議会活動について」の客観的評価手法を検討し、令和3年度での試行に繋げる。
- ・[R3] 新たな評価手法の検証と必要に応じて仕組みの見直しを実施する。

【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
住民評価手法の検討	→								
評価（アンケート）実施・集計・分析			→						
議会基本条例に基づく議会活動の評価手法の検討			→						
新たな評価の試行・実施と仕組みの検証・見直し							→		

4. R2 芽室町議会基本条例の実践評価

(大項目 前文 第1章)

中項目	検討項目	実現方策等	
		H30 計画等	これまでの経緯と評価
前文	総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 活性化計画策定と実行・評価 ・ 関連条例の自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 活性化計画策定と実行・評価を行った。 ・ H26.5 基本理念設定と議会基本条例の自己評価を初実施。
第1条 (目的)	総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会モニターアンケート実施の検討 ・ 関連条例の自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26 アンケート実施は未検討に終わった。 ・ H26 総合計画アンケートに便乗調査。 ・ H26.10 議会モニターにアンケート調査を実施。
第2条 (基本理念)	総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート実施の検討 ・ 議会基本条例の自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26.10～H27.2 意見交換会 13 会場でアンケート調査を実施。 ・ H27.2 H26 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ H27.3 H27 活性化計画の策定。 ・ H26.11.15 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞（対象：議会活性化計画・議員研修計画） ・ H27.5 2014 年度議会改革度調査全国 1 位 ・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞受賞（対象：議会政策形成サイクル・追跡調査システム構築等） ・ H28.4 H27 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ H28.5 H28 活性化計画の策定。 ・ H28.6 議会モニターにアンケート調査を実施。 ・ H28.6 2015 年度議会改革度調査全国 1 位

<p>第2条 (基本理念)</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート ・ H29.3 H28 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ H29.4 H29 活性化計画の策定。 ・ H29.6 議会モニターにアンケート調査を実施。 ・ H29.6 2016 年度議会改革度調査全国 1 位 ・ H29.9.29 マニフェスト大賞成果賞ノミネート ・ H30.3 H29 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ H30.4 H30 活性化計画の策定。 ・ H30.6 議会モニターにアンケート調査を実施。 ・ H30.6 2017 年度議会改革度調査全国 1 位 ・ H30.10.2 マニフェスト大賞成果賞ノミネート ・ H31.2 H30 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ R1.9.3 R1 活性化計画の策定。 ・ R1.6 2018 年度議会改革度調査全国 1 位。 ・ R2.3 R1 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ R2.5.22 R2 活性化計画の策定。 ・ R2.6 2019 年度議会改革度調査全国 2 位。 ・ R2.10 マニフェスト大賞エリア賞受賞 ・ R3.3 R2 議会基本条例の自己評価を実施。
-----------------------	--	--	---

(大項目 第2章 議会・議員の活動原則と政治倫理)

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>会議の公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会ホームページの充実・SNSの活用 ・ アクセシビリティの導入（3年目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H13.10 インターネットによる議会生中継・録画の実施（地域インターネット導入事業）。 ・ H20.9 地方自治法の一部改正により議員協議会を正式な位置づけとする（芽室町議会会議規則改正）。 ・ H22.11.12 確認。委員会全面公開（秘密会除く）の明確化。（H12.3 条例改正）。 ・ H24.2.9 議員協議会・委員会インターネット中継導入決定。 ・ H24.8.1 本会議場で委員会の中継試行開始。 ・ H24.3 確認。議員協議会への議件のあり方を整理）。 ・ H24.2.3 議運、H24.2.9 議員協議会、H24.2.15 議運最終決定。議員協議会のインターネット中継導入についても積極的に検討することを決定。 ・ H24.4.1 慣例となっていた議員協議会の議件「次年度各会計予算(案)説明」を H24 から取り止める（今後の議員協議会の議件のあり方について整理を確認）。 ・ H25.4.1 名称を全員協議会に改める。 ・ H24.12 会議規則を廃止し会議条例を制定（H25.4.1 施行）。 ・ 会議運用例から会議運用規則へ（H25.4.1 施行）。 ・ H25.5.28 議会公式フェイスブックを開設。 ・ H25.8.1 委員会のインターネット中継を実施。 ・ H25.12 第1委員会室のマイク交換。 ・ H26.3.31 HP リニューアル（スマホ・タブレット対応化）。 ・ H26.3.31 議会ホームページの一部 CMS 化。
--------------------------	--------------	--	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>会議の公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会ホームページの充実 ・ SNS の活用 ・ アクセシビリティの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 インターネット中継・録画アクセス件数 12,158 件。 ・ H25 傍聴者数 399 人(H24/433) 本会議 94 人(H24/129) 委員会 278 人(H24/247)全員協議会 27 人(H24/57)。 ・ H26 傍聴者数 299 人、本会議 108、委員会 169 人、全員協議会 22 人。 ・ H26 インターネット中継・録画アクセス件数 9,308 件。 ・ H27 傍聴者数 429 人、本会議 197 人 (H26/108)、委員会 218 人、全員協議会 14 人。 ・ H27.7 本会議場中継システム (配信機器・音声機器等) の整備点検 ・ H27 インターネット中継・録画アクセス件数 15,983 件。 ・ H28.5 本会議場中継システム (カメラ・音声連動型) の更新。 ・ H28 傍聴者数 398 人、本会議 117 人 (H27/197)、委員会 258 人、全員協議会 23 人。 ・ H28 インターネット中継・録画アクセス件数 24,123 件。 ・ H28.6 本会議場中継システム カメラ・マイク連動に更新 ・ H28 HP のアクセシビリティの改善。 ・ H29 傍聴者数 333 人、本会議 114 人 (H28/117)、委員会 201 人、全員協議会 18 人。 ・ H29 インターネット中継・録画アクセス件数 9,305 件。 ・ H29 HP のアクセシビリティの改善。 ・ H30 傍聴者数 312 人、本会議 117 人 (H29/114)、委員会
--------------------------	--------------	---	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>			<p>183人、全員協議会12人。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30インターネット中継・録画アクセス件数11,848件。 ・H30HPのアクセシビリティの改善。 ・R1傍聴者数259人、本会議130人(H30/117)、委員会119人、全員協議会10人。 ・R1インターネット中継・録画アクセス件数12,392件。 ・R2傍聴者数195人、本会議94人(R1/130)、委員会85人、全員協議会16人。 ・R2インターネット中継・録画アクセス件数14,366件。
	<p>自由討議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議手法の実施・研究 ・各常任委員会でミーティングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.11.29庁舎建設等調査特別委員会で申入書を手交。 ・H26.4.24不正会計処理等特別委員会で申入書を手交。 ・H24自由討議実績27回(本会議0回 総務7回 厚生7回 経済13回)。 ・H25自由討議実績11回(本会議0回 総務7回 厚生7回 経済13回)。 ・H26.7～各委員会でミーティングを導入。 ・H28.9.5芽室町役場庁舎建設基本計画に関する協議結果報告書を委員長から町長へ手交。 ・H28.12.21災害時対応に関する申入書を議長から町長へ手交。 ・H30.2.7第4期芽室町総合計画の検証結果報告を両常任委員長から町長へ手交。 ・R1自由討議実績12回(本会議0回 総務経済2回 厚

第3条 (議会の活動原則)			<p>生文教9回、合同委員会1回)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.1.23 政策提言書を手交 (厚生文教委1件) ・R2.3.17 政策提言書を手交 (総務経済委1件) ・R2.9.7 政策提言書を手交 (総務経済委1件)
	町民に対する議決説明	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報・HPへの掲載 ・報告会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.5 から議会だよりにより表決一覧表を掲載。 ・H25 議会だより及びHPに掲載。 ・H25、H26、H27、H28、H29、H30 議会だよりを通じて伝えた(報告会は未開催)。
	委員会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の議案提案の検討 ・政策形成サイクルの実行 ・各常任委員会ミーティングの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・H11 委員会記録業務担当の明確化(副委員長から事務局へ)。 ・H19.4.1 地方自治法の一部改正(H18. 6.7 制定)により委員会の議案提出権が認められる。 ・H22.11.12 確認。 ・H24.11 議会研修会(会議進行能力)を開催(岡山洋一講師)。 ・H24.12 委員会条例を廃止し議会基本条例に吸収。 ・H25 委員会の議案提案の実績なし。 ・H25.2 議会研修会(会議進行能力)を開催(岡山洋一講師)。 ・H25.5.1 会議記録をHP掲載。 ・H25.8 議会研修会(討議手法)を開催(岡山洋一講師)。 ・H26.7 各常任委員会でミーティングを導入。 ・H26 政策形成サイクル抽出数 ・H26.12 一般質問追跡調査システム導入。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ H27.3 本会議で 6 項目を決議、賛成多数で可決。 ・ H27 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 4、厚生文教委 4) ・ H27.12.24、H28.2.4 芽室町農村地域保育所再整備計画(案)に対する提言書 ・ H28.2.15 消防団条例案を総務経済常任委員会提案、全会一致可決。 ・ H28 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 3、厚生文教委 5) ・ H29.1.11 議会研修会（討議手法）を開催（岡山洋一講師） ・ H29 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 2、厚生文教委 6) ・ H29.8.9 議会研修会（議論の集約）を開催（岡山洋一講師） ・ H30.3.29 議会研修会（議員間討議のスキルアップ）を開催（佐藤 淳 講師） ・ H30 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 2、厚生文教委 6) ・ H30 議論におけるグランドルールを設定（4項目） ・ H30.12.14 議会研修会（議員間討議のスキルアップ）を開催（佐藤 淳 講師） ・ R1 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 1、厚生文教委 2) ・ R2 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 1、厚生文教委 2)
--	--	--	---

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>発言の明瞭化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な質疑の実施 ・議員会研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.3 諸報告に対する質疑を廃止。 ・H26.8 議会研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師）。 ・H27.2 議会研修会（討議）を開催（岡山洋一講師）。 ・H28.2 議会研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師）。 ・H28.11.21-22 議員研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師） ・R1.9.4 議員研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師）
<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>委員会による町民との意見交換会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な質疑の実施 ・委員会主催の町民及び団体との意見交換会（重要案件） ・多様な世代との意見交換会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・H25 積極的な質疑の実施。 ・H25.26 委員会による意見交換会の開催→実績なし ・H25 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（厚生2回、経済3回開催）。 ・H26 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（経済委1回開催）。 ・H26 単位老人クラブ(11クラブ)と意見交換会を開催（参加者295人）。 ・H27 単位老人クラブ(11クラブ)と意見交換会を開催（参加者283人）。 ・H27 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委4回開催、厚生文教委3回開催）。 ・H28 町内小中学校PTA(6PTA)と意見交換会を開催（参加者100人）。 ・H28 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委2回開催、厚生文教委1回開催）。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ H29 町内小中学校 P T A (6 P T A) と意見交換会を開催 (参加者 99 人)。 ・ H29 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施 (総務経済委 5 回開催、厚生文教委 1 回開催)。 ・ H29 議会モニター経験者との意見交換会の実施 (議会運営委員会 1 回開催)。 ・ H30 町内小中学校 P T A (6 P T A) と意見交換会を開催 (参加者 76 人)。 ・ H30 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施 (厚生文教委 1 回開催)。 ・ R1 町内小中学校 P T A (6 P T A) と意見交換会を開催 (参加者 68 人)。 ・ R1 委員会主催の町民及び団体との意見交換会 (総務経済委 1 回、厚生文教委 2 回開催) ・ 勉強会 (総務経済委 2 回、厚生文教委 1 回開催) の実施。 ・ R2 町内小中学校 P T A (5 P T A) と意見交換会を開催 (参加者 42 人)。うち 1 P T A はオンライン開催、2 P T A は書面による意見聴取。 ・ R2 委員会主催の町民及び団体との意見交換会 (総務経済委 1 回) の実施。
第 3 条 (議会の活動原則)	資料の公開 委員長リーダーシップの発揮	・ 議会広報・HP への掲載 ・ 正・副委員長会議の必須化	・ H25.3.31 議会だより・HP への掲載。 ・ H23 議会運営委員会で正・副会議を定例化。

	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会ミーティングの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.5 正・副委員長会議の必須化→委員会によって未徹底。 ・H25.5 委員長報告書の決裁の徹底（押印）。 ・H26.7～各委員会でミーティングを導入。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議手法の実施・研究 ・各常任委員会ミーティングの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26.7～各委員会でミーティングを導入。 ・H29.3 ホワイトボードを導入しミーティングで活用。
会議(記)録の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の会議録処理能力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・H11 委員会記録業務担当の明確化（副委員長から事務局へ）。 ・H12 録音機器活用の定着（録音機器2セット購入）。 ・H22.11.26 議運。議運での協議内容について、議員協議会で説明するが意見が割れてまとまらないことから、改めて議運で協議する。その協議の結果、今期中に結論を出すこととなる。 ・H23 事務局にて議事録作成支援システムのデモンストレーションを実施するも精度に難があり、H24 の予算化は見送り、継続調査する。 ・H23 録音機器1台が故障し、修理不可能となったため対処が必要となる。 ・H24.4 議事録作成支援システムを導入し、常任委員会から開始（H24.1.24 議員協議会、H24.2.15 議運決定、5～8回議運で準備試行）。 ・H25.5.1 委員長報告書の作成・決裁を徹底。 ・H25.5.1 HP 上に会議録検索システムを導入。
会議(記)録の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の会議録処理能力の向上 	

第3条

<p>(議会の活動原則)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.5.1 会議記録を HP アップ開始。 ・ H24.1.30 慣例となっていた「所管に関する発言（質疑）の自粛」について、議員協議会（H24.1.24）で問題提起され自由討議を行い、議運で協議の結果、改めて申し合わせる。 ・ H28.5.12 クラウドシステムとタブレット端末導入により会議録をクラウドに登録。 ・ H28.12 会議録作成支援システムの更新（無償）。事務局使用の全 PC で利用可能となる。
	<p>委員会での発言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルールの徹底・順守 <p>・「所管に関する発言（質疑）」については、委員会開催後に状況変化や進展することがあり、質疑できるものとする。しかし、あくまでも状況変化や進展があったものに限定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24.2.9 議員協議会、議運最終決定 H24.2.15。一般質問についても、「委員会設置条例」の主旨により、大綱的・政策的な内容に限るものとする。 ・ H25.4.12 議運決定。申し合わせ事項の「所管に関する発言（質疑）の自粛」について、議員協議会（H25.1.11）で再提起され議運（H25.4.12）で最終協議の結果、次のとおり改める。 ・ 会議における所管に関する発言（質疑）：「所管に関する発言（質疑）」については、次のとおり限定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①状況変化や進展が認められる内容。 ②大綱的・政策的な内容（総合計画上の政策・施策レベ
<p>第 3 条 (議会の活動原則)</p>	<p>委員会での発言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルールの徹底・順守

第3条
(議会の活動原則)

<p>委員会での発言</p>	<p>・ ルールの徹底・順守</p>	<p>ル)であり、かつ執行機関の長に質すべき内容。</p> <p>③議長が許可する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会における所管に関する発言（一般質問の通告内容等） ・ 「所管に関する発言(一般質問)」については、委員会が条例により設置されている主旨を踏まえ、次の通り限定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①大綱的・政策的な内容(総合計画上の政策・施策レベル) ②議長が許可する内容 <ul style="list-style-type: none"> 1 「申し合わせ」字句を削除の上、H25 議会活性化計画書に掲載する。 2 議会運営委員会決定事項のため、議員は順守しなければならない。 ・ H25.4.3 議運決定。「大綱的・政策的な内容に限定」の解釈・定義について、総合計画で位置づけるところの政策、施策レベルの論議が基本からとする。本会議での所管委員会に属する質疑の内容は、二元代表制の政治領域から、「執行機関の長」の所信を問う水準であることは当然とする。 ・ H26.8 会議中の不穏当発言（ヤジ等）の禁止徹底周知。 ・ H28.1 「議員倫理の確立」を目的に、議員アンケートを実施し全員協議会で協議。 ・ H28.1 一般質問通告ルールについて、議長見解を示す。
----------------	--------------------	--

	<p>積極的な事務調査の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地事務調査の実施 ・ 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施 ・ 各常任委員会ミーティングの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24 総務（岩見沢・千歳）、経済（美瑛・滝川・富良野）、議運（白老・福島）。 ・ H25 総務委（栗山・長沼）、経済委川・標茶）、厚生委富良野・当別）、議運委津若松・飯田）庁舎特委（幕別・北広島）。 ・ H26 総務委（札幌・北大院）、経済委（石狩市・北大院）、厚生委（北広島市・芦別市）、議運委（流山市・逗子市）。 ・ H27 総務経済委（下川町）、厚生文教委（砂川市・奈井江町）、議運委（大津市・飯綱町）。 ・ H28 議運委（氷見市、可児市）、厚生文教委（知内町、伊達市） ・ H29 総務経済委（矢吹町、泉崎村） ・ H30 総務経済委（天塩町、中頓別町、東神楽町） ・ R1 厚生文教委（赤平市、奈井江町、三笠市）
	<p>常任委員会構成の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会での決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17.2.21 決定。総務、厚生、経済の3常任委員会とする。 ・ H20.6.23 「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置、調査を行う。 ・ H22.1.25 決定委員会数を減らすことにより、1委員会当たりの調査事項等が増えることが懸念されることから、現行の3常任委員会とする。 ・ H22.11.12 確認。 ・ H25 検討開始。 ・ H26.6.23 議会改革諮問会議が2常任委員会案を答申。

第4条（委員会及び委員長の活動原則）			<ul style="list-style-type: none"> ・ H26.6.23 議運委が2 常任委員会案を答申。 ・ H26.12.24 2 常任委員会（総務経済・厚生文教）を議決。 ・ H27.5.9 2 常任委員会制。
	委員の就任制限	・ 委員の就任の法的順守	<ul style="list-style-type: none"> ・ H12 町長が委嘱する審議会等委員への就任範囲を民生委員推薦会委員・都市計画審議会委員・土地開発公社役員・議会議員等弔慰審査委員・名誉町民審査委員とする。 ・ H17.2.21 極力議員の就任を減らすことで決定（土地開発公社役員 10 人→8 人、名誉町民審査委員 0 人） ・ H20.10.27 土地開発公社役員辞職 ・ H21.2.27 土地開発公社解散 ・ H26.12.9 全員協議会で町審議会委員等報酬の重複受給について疑義の提起があり、H26.12.15 議運委において、調査・協議を行う。 ・ H27.3.25 全ての審議会委員（都市計画審議会委員・民生委員推薦会委員）の就任を辞退すること、芽室町議会議員等弔慰規程の廃止を決議。 ・ H27.6 本会議で条例改正（都市計画審議会委員）可決。
	委員会での発言（質疑）の回数制限の見直し	・ 質疑の活発化	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24.2.9 議員協議会、議運決定 H24.2.15。会議規則に基づく本会議での質疑回数（3 回）を委員会で摘要してきた経緯があったが、委員会における質疑回数（3 回）を制限しないものとし、徹底した調査活動を行うこととする。
	正・副委員長会議の開催	・ 正・副委員長会議の必須化	<ul style="list-style-type: none"> ・ H23 議会運営委員会で正・副会議を定例化。 ・ H25.5.1 正・副委員長会議の必須化。

<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>予算・決算審査の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策形成サイクルの実施 ・ 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H13 決算審査の方法を全議員による特別委員会方式へ（議長・監査委員を除く）。 ・ H22.11.26 議運委での協議内容について、議員協議会で説明するが意見が割れてまとまらないことから、改めて議運で協議する。その協議の結果今期中に結論を出すこととなる。 ・ H22.12.14 議運、H22.12.22 決定。議会運営委員会で改めて協議を行った結果、決算審査・予算審査に当たっては、従来どおりの質疑の確保を条件に審議を本会議で行う。 ・ H23.9 定例会から本会議方式移行。 ・ H23.9 定例会で決算書送付に問題があり、H24.3.定例会での予算書送付時の課題解決について、日程上で解決を図るよう決定。 ・ H24.3.5~7、H24 当初予算案について 3 常任委員会学習会（任意）を復活。 ・ H25. 7.24-26 議運先進地事務調査（会津若松・飯田）を実施し導入に向けて始動。 ・ H26.1.25 政策形成サイクルをテーマに議会フォーラムを開催(120人参加)。 ・ H25.9 決算審査特別委員会（H24分）を復活。 ・ H25.12 議事堂傍聴席の椅子を交換（町民要望）。 ・ H26.3 予算審査特別委員会を復活。 ・ H26.4.16 政策形成サイクル概要を全員協議会で決定。
---------------------------	-------------------	---	---

<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>予算・決算審査の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策形成サイクルの実施 ・実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26.4.24 政策形成サイクル概要を全員協議会で決定。町に申入れ。 ・H26.9 決算審査特別委員会で特別会計、事業会計から審査。 ・H26.9 一般質問後、各常任委員会で追加調査を選択。 ・H27.3 予算審査特別委員会で特別会計、事業会計から審査。 ・H27.3.25 予算決算審査特別委員会の4年間設置を議運決定。 ・H27.3.25 全員協議会で予算決算審査特別委員会の4年間設置を議運決定。特別会計・事業会計から審査決定。 ・H27 政策形成サイクル抽出数（総務経済委4、厚生文教委4）。 ・H28.2.15 消防団条例案を総務経済常任委員会提案、全会一致可決。 ・H28 政策形成サイクル抽出数（総務経済委3、厚生文教委5）。 ・H29 政策形成サイクル抽出数（総務経済委2、厚生文教委6）。
<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>予算・決算審査の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策形成サイクルの実施 ・実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 予算決算審査特別委員会の検証を実施。必要性を確認し今後も継続する。 ・H30 政策形成サイクル抽出数（総務経済委2、厚生文教委6）。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ R1 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 1、厚生文教委 2） ・ R2 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 1、厚生文教委 2）
<p>第 5 条 （議長及び議員の責務）</p>	総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連条例の自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.4 議会基本条例の自己評価を初実施。 ・ H27.3 H26 関連条例の自己評価実施。 ・ H27.7.24 臨時会議で会議条例中の議員出席時の欠席届関連を加える改正案を議決。 ・ H28.4 H27 関連条例の自己評価実施。 ・ H29.3 H28 関連条例の自己評価実施。 ・ H30.1 関連条例の自己評価項目の見直しを実施。議会基本条例評価に一本化。 ・ H30.3 議会基本条例の自己評価実施。 ・ H31.2 議会基本条例の自己評価実施。 ・ R1.3 議会基本条例の自己評価実施。 ・ R2.3 議会基本条例の自己評価実施。
<p>第 6 条 （議員研修の充実強化）</p>	議員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24.6 要綱決定。研修計画を決定、補正予算議決(48 万円)。 ・ H25.4 研修計画策定。 ・ H26.5 研修計画策定。 ・ H26.11.14 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞。 ・ H27.3 研修計画策定。 ・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞受賞。 ・ H28.6 研修計画策定 ・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。 ・ H29.5 研修計画策定

			<ul style="list-style-type: none"> ・ H29.9.29 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。 ・ H30.5 研修計画策定 ・ H30.10.2 マニフェスト大賞成果賞ノミネート ・ R1.6 研修計画策定 ・ R2.6 研修計画策定
第7条 (議員の政治倫理)	議員の倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治倫理条例の自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25. 4 政治倫理条例の自己評価を初実施。 ・ H27.3 H26 政治倫理条例の自己評価実施。 ・ H28.4 H27 政治倫理条例の自己評価実施。 ・ H29.3 H28 政治倫理条例の自己評価実施。 ・ H30.3 評価項目の見直しにより、議会基本条例の評価に一本化。
	携帯電話の使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議場、委員会室、傍聴席での携帯電話の使用禁止の徹底 ・ 情報端末（パソコン・タブレット等）の持込の再検討（ICT 関連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H12.9 議場、委員会室、傍聴席での携帯電話の使用を禁止（会議規則及び傍聴規則改正）。 ・ H22.11.12 決定。なお、議員については、各委員会において説明をし、携帯電話の扱いについての共通認識に立って、徹底を図る。また傍聴人については、その場面で注意をする。 ・ H27.3 議会 ICT 計画で情報端末の持込を確認。 ・ H27.5 から第1委員会室にプロジェクター、スクリーンを導入。 ・ H28.5 タブレット端末を導入。議場・委員会室への持ち込み利用を開始。 ・ R2.5 タブレット端末更新（20台）

第7条 (議員の政治倫理)	クールビズの実施		<ul style="list-style-type: none"> ・ H20 試行。6～9月までの間の本会議・各常任委員会及び議員協議会においてノーネクタイ、ノージャケット実施。 ・ H22.11.12 議員協議会で協議。結論が出ず改めて議会運営委員会で協議し、6～9月に決定。 ・ H23.6～9 本格実施。 ・ R2.3 クールビズの期間拡張検討（軽装推奨月間に準じる）
	パークゴルフの取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ パークゴルフ大会の取扱いの明確化（公務整理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H12 各種パークゴルフ大会等参加は私的扱い（非公務）。議員会事業へ移行。 ・ H22.11.12 確認。

(大項目 第3章 町民と議会との関係)

<p>第8条 (町民参加及び町民との連携)</p>	<p>議会への町民参加の遂行</p>	<p>・議会への参加策の検討 研修・セミナー・フォーラムなどへの参加喚起</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H25 研修会・セミナー・フォーラムへの参加喚起。 ・H26.1.25 政策形成サイクルをテーマに議会フォーラムを開催(120人参加)。 ・H26.11、H27.2,1 議会フォーラムを開催 (120人参加)。 ・H26 議会報告と意見交換会を開催 (4人参加) ・H30.2 未来フォーラムⅢを開催。多様な年代のまちづくり参加を喚起 (73人参加) ・H31.2 未来フォーラムⅣを開催。多様な年代のまちづくり参加を喚起 (66人参加) ・R1.7 議員研修会への町民参加喚起 (2人参加)
	<p>議会情報のPR</p>	<p>・議会だよりへの町民掲載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H22.11.12 確認。マスコミへの議会情報の積極的提供(委員会開催時、内容等)(H12から)。 ・H24.6月号から議会まめ通信にモニター投稿文を掲載。 ・H24.8月号から議会だよりに町民の声を掲載 (顔写真)。 ・H26.5月号から議会だよりにモニター投稿文・顔写真を掲載。 ・H26 議会だよりに町民の声及びモニター10人の投稿文・顔写真を掲載。 ・H27 議会だよりに町民の声及びモニター10人の投稿文・顔写真を掲載。 ・H28 議会だよりに町民の声及びモニター19人の投稿文・顔

<p>第8条 (町民参加及び町民との連携)</p>	<p>議会情報のPR</p>	<p>・議会だよりへの町民掲載</p>	<p>写真を掲載。 ・H29 議会だよりにより町民の声及びモニター20人の投稿文・顔写真を掲載。 ・H30 議会だよりにより町民の声及びモニター20人の投稿文・顔写真を掲載 ・R1 議会だよりにより町民の声及びモニター19人の投稿文・顔写真を掲載 ・R2 議会だよりにより町民の声及びモニター18人の投稿文・顔写真を掲載</p>
	<p>参考人制度、公聴会制度、専門的知見制度の活用</p>	<p>・活用の検討</p>	<p>・H29.8 公聴会制度に関する研修会を開催(中尾修講師)</p>
	<p>提出者の招致(説明・質疑)</p>	<p>・活用の検討</p>	<p>・H25 厚生常任委員会で4人(2回)を招致。 ・H26 厚生常任委員会で4人(2回)を招致。 ・H27 総務経済・厚生文教常任委で7人(4回)を招致。 ・H28 総務経済・厚生文教常任委で7人(4回)を招致。 ・H29 総務経済・厚生文教常任委で8人(6回)を招致。 ・H30 総務経済・厚生文教常任委で9人(6回)を招致。 ・R1 総務経済・厚生文教常任委で2人(3回)を招致。(1回は自己都合により欠席のため趣旨説明文提出有り) ・R2 総務経済・厚生文教常任委で7人(5回)を招致。</p>
		<p>・小単位での議会報告と町民との意見交換会の開催</p>	<p>・H21.11 実施。なお、初年度は1回とし、次年度以降は、複数回実施(芽室町自治基本条例第25条第1項及び第2項を受け、H20 議会運営委員会において調査し決定する)。</p>

<p>第8条 (町民参加及び町民との連携)</p>	<p>議会報告と町民との意見交換会</p> <p>議会報告と町民との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会政策形成サイクルの推進 ・ 回答期限の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小単位での議会報告と町民との意見交換会の開催 ・ 議会政策形成サイクルの推進 ・ 回答期限の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.6 か所で実施（市街地3か所、農村部3か所）。 ・ H22.5.24 決定。実施方法は、正副議長及び議運委員長を除いた議員を3班に分けて行うものとする。なお、正副議長及び議運の委員長は全ての班に同席する。 ・ H23 開催場所を変更。政策フローをもとに協議を開始。 ・ H24 議会報告会（町民との意見交換）の開催要項を定める。 ・ H24.2.18 議会報告と町民との意見交換Ⅱを開催。 ・ H25.10.11、H26.1.25 議会報告と町民との意見交換（市街地・農村地域7会場で開催）で各委員会の取組内容を報告。 ・ H26.1.25 議会フォーラムを開催(120人参加)。 ・ H26.11～H27.2 11の単位老人クラブと議会報告と意見交換会を開催（295人参加）・H27.3.25 本会議で総括報告。 ・ H27.8 ホットボイス回答を3週間以内に決定。 ・ H27.10～H27.2 11の単位老人クラブと議会報告と意見交換会を開催（283人参加）・H28.6 本会議で総括報告。 ・ H28.11～H28.12 6の小中学校PTAと議会報告と意見交換会を開催（100人参加）・H29.6 本会議で総括報告。 ・ H28.8～H29.2 高校生との意見交換会を開催（30人参加） ・ H29.11～H29.12 6の小中学校PTAと議会報告と意見交換会を開催（99人参加）・H30.6 本会議で総括報告。 ・ H29.12 高校生との意見交換会を開催（39人参加） ・ H30.10 白樺学園高校との包括連携協定締結 ・ H30.11～H30.12 町内6の小中学校PTAと議会報告と意見
-------------------------------	---	--	---

<p>第8条 (町民参加及び町民との連携)</p>	<p>議会報告と町民との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小単位での議会報告と町民との意見交換会の開催 ・議会政策形成サイクルの推進 ・回答期限の設定 	<p>交換会を開催（76人参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.12 高校生との意見交換会を開催（19人参加） ・H31.2 包括連携協定に基づき高校社会科授業へ全議員がアドバイザーとして参加（129人参加） ・H31.3 本会議で総括報告。 ・R1.11～R1.12 町内6の小中学校PTAと議会報告と意見交換会を開催（68人参加） ・R1.12 高校生との意見交換会を開催（16人参加） ・R2.2 包括連携協定に基づき高校社会科授業のフィールドワークで議会体験（139人参加） ・R2.12～R3.2 町内5の小中学校PTAと議会報告と意見交換会を開催（42人参加）、うち1PTAはオンライン開催、2PTAは書面による意見聴取。 ・R2.12 高校生との意見交換会を開催（9人参加） ・R2.10、R3.2 包括連携協定に基づき高校社会科授業のフィールドワークで議会体験（263人参加）
	<p>団体との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告と団体との意見交換会の 	<ul style="list-style-type: none"> ・H23 議会運営委員会において、新たに「各種団体との意見交換会」の実施について議員協議会で確認し協議を開始する。 ・H24 議会報告会（町民との意見交換）の開催要項を定める。 ・H24 「各種団体との意見交換会」のPRを行う。対応委員会は議長決定とする。 ・H24 議会報告と団体との意見交換会を8回実施（厚生3回、経済2回、総務3回実施）。

<p>第8条 （町民参加及び町民との連携）</p>	<p>団体との意見交換会</p>	<p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等との意見交換会の開催 ・ 回答期限の設定 <p>・ 議会報告と団体との意見交換会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等との意見交換会の開催 ・ 回答期限の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 議会報告と団体との意見交換会を5回実施（厚生2回、経済3回実施）。 ・ H26 議会報告と団体との意見交換会を1回実施（経済1回実施）。 ・ H27 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委4回開催、厚生文教委3回開催）。 ・ H28 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委2回開催、厚生文教委1回開催）。 ・ H29 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委5回開催、厚生文教委1回開催）。 ・ H30 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（厚生文教委1回開催）。 ・ R1 委員会主催の町民及び団体との意見交換会（総務経済委1回、厚生文教委2回開催）・勉強会（総務経済委2回、厚生文教委1回開催）の実施。 ・ R2 委員会主催の町民及び団体との意見交換会（総務経済委1回）の実施。
	<p>議長と町民との懇談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長と町民との懇談のPR ・ 回答期限の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民と議長（副議長）との懇談（H13から毎月第1火曜の午後）。 ・ H22.11.12 決定。町民と議長との懇談の機会を月1回から月2回（毎月1日と15日とする。土・日・祝祭日及び会議等に当たる場合は、翌日とする）とする）とする。 ・ H24.2.9 議員協議会、H24.2.15 議運決定。実績を踏まえ、

			<p>事前申し出により程調整の上実施するよう改正。議会だより及びまめ通信で周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24.3 議長室開放事業を要綱化。 ・H24.4.1 事前申込制実施。 ・H25 1人（広報誌掲載なし）。 ・H27.1 小中学生のための議会見学会を開催（5人参加）
第9条 （議会広報の充実）	まめ通信の進化	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの編集力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・H22.11.12 確認。「めむろ町議会まめ通信」（A4版）発行（H12から発行）。 ・H24に編集方針を改正。情報量を増やすなど紙面を充実。 ・H24.5 編集体制・方針を改め議会まめ通信をリニューアルする。基本サイズをA3両面印刷。 ・H24.4 リニューアル。A3版化改正。 ・H25.3月号で廃止しH25.4から議会だよりを通年発行。
	議会だよりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの編集力向上 ・ホットボイス回答期限の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・H17.2 決定。現行どおり議会単独発行とし、議会だより及びまめ通信の内容の充実を検討し、町民に広く議会活動を周知する。 ・H22.12.22 決定。議会だより等の編集作業は、議会運営委員会が行っているが、議会の情報公開の観点から特別委員会を設けて編集にあたるのが本来望ましいと考える。しかし、早急に結論を出すことが難しいので、H23.5月号まで現状の方法で発行し、以後については、次期の議会運営委員会で検討する。 ・H22.12.22 広報広聴特別委員会設置について協議する。編

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>	<p>議会だよりの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの編集力向上 ・ホットボイス回答期限の設定 	<p>集会議・編集(事務局)・発行責任分担を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24 議会だより・まめ通信を抜本的に見直し、より情報共有化を目指し発行する。 ・H24.11 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞(通年発行)。 ・H25.4 から議会だよりを通年発行。 ・H25.6.5 第33回北海道町村議会議長会コンクール入選。 ・H26.11 ホットボイス回答期限を決定(2週間以内)。 ・H26 ホットボイス回答件数16件。 ・H26 発行ページ数124ページ。 ・H27 発行ページ数124ページ。 ・H27 ホットボイス回答件数6件。 ・H28 発行ページ数112ページ。 ・H28 ホットボイス回答件数17件。 ・H28 第36回北海道町村議会広報コンクール入選。 ・H29 発行ページ数120ページ。 ・H29 ホットボイス回答件数6件。 ・H30 発行ページ数140ページ。 ・H30 ホットボイス回答件数0件。(投稿数も0件) ・R1 発行ページ数112ページ。 ・R1 ホットボイス回答件数0件。(投稿数も0件) ・R2 発行ページ数120ページ。 ・R2 ホットボイス回答件数7件。(投稿数も7件) ・R2.4.23 芽室町議会広報編集発行要領改正
--------------------------	-----------------	--	--

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>	<p>議会モニター制の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会モニター意見の反映等 ・ 議会モニター意見を議会だよりに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H23.10 モニター制度実施を決定。 ・ H24.3 議会モニター10人を決定。 ・ H24.4 議会モニター制度実施。 ・ H25.4 議会モニター10人を決定。会議を3回開催(38項目意見・提案)。 ・ H26.4 議会モニター10人を決定(5人継続)。会議を3回開催(76項目)。 ・ H27.2 H27 議会モニターの任期を(7~6月)に変更決定。 ・ H27.7 定員を20人に変更。 ・ H28.7 H28 議会モニター20人を決定。会議を4回開催(342項目) ・ H29.7 H29 議会モニター20人を決定。会議を3回開催(228項目) ・ H30.8 H30 議会モニター20人を決定。会議を3回開催(185項目) ・ 第2回会議に外部ファシリテータを依頼(佐藤淳准教授) ・ R1.8 R1 議会モニター19人を決定。会議を2回、書面会議1回(新型コロナ対応)開催(287項目) ・ R1.8~モニター意見からテーマを決定し絞り込み、自ら関心のある議論テーマに参加する。 ・ R1.8~PowerPointによるモニター会議進行サポート。 ・ R1.4 議会モニター無作為抽出を実施(アンケート同封) ・ R2.7 R2 議会モニター18人を決定。会議を2回、オンライン
	<p>議会モニター制の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会モニター意見の反映等 ・ 議会モニター意見を議会だよりに掲載 	

第9条 (議会広報の充実)			ンとリアルのハイブリッド型で開催 (2項目)
	議会 ICT の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット導入 ・ HP にアクセシビリティ導入 ・ SNS 活用による意見聴取 ・ モニター・スクリーンの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H13 事務局内に FAX 設置。 ・ H22.11.12 確認。 ・ H23 から PC メールでの文書通知を開始 (4 議員)。 ・ H25.5.1 委員会報告書のホームページ公表。 ・ H25.5.28 公式フェイスブック開設 ・ H25.8.1 第 1 委員会室のカメラ設置、中継・録画配信開始。 ・ H25.10 議員会で ICT アンケートを実施。 ・ H25.10.29 議員会で ICT 研修会 (タブレット) を実施。 ・ H26.3.31 議会ホームページのリニューアル (スマホ・タブレット対応化)。 ・ H26.3.31 議会ホームページの一部 CMS 化。 ・ H26.7.13 ライン開設。 ・ H26.8.16 ツイッター開設。 ・ H26.11.議会 ICT 計画を策定 (H28 タブレット導入決定) ・ H26.10.20 議員会で ICT 研修会 (タブレット) を実施。 ・ H27.8.ICT 研修会 (タブレット) を実施。 ・ H27.11.ICT 推進計画策定を全員協議会で決定。 ・ H28.5 タブレット端末 23 台を導入。 ・ H28.6 HP にアクセシビリティ一部導入 (3 年事業)。 ・ H28.6 議会中継カメラ・連動型マイク更新。 ・ H29.3 ロールタイプホワイトボードを購入。

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>	<p>議会 ICT の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット導入 ・ HP にアクセシビリティ導入 ・ SNS 活用による意見聴取 ・ モニター・スクリーンの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29.6 HP にアクセシビリティ一部導入 (3年事業)。 ・ H30.6 HP にアクセシビリティ一部導入 (3年事業)。 ・ R1.11 GoogleForm 活用による ICT 議員アンケート実施。 ・ R2.1 クラウドシステム研修会を実施。(職員参加) ・ R2.3 ICT 推進計画(見直し)を決定。 ・ R3.1 庁舎移転に伴い議会運営・中継システムを更新。併せて電子表決システムを導入。
	<p>会議(記)録の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録記録の充実化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H11 委員会記録業務担当の明確化(副委員長から事務局へ)。 ・ 録音施設活用の定着(H12-録音機器2セット購入)。 ・ 事務局にて議事録作成支援システムのデモンストレーションを実施するも精度に難があり、H24の予算化は見送るが継続調査する。 ・ H23 途中で録音機器1台が故障し、修理不可能。 ・ H24.4 議事録作成支援システムを導入し、常任委員会から開始する。 ・ H23.6.1 議会運営委員会協議内容を議員に伝達。 ・ H25.5.1 会議記録をHPにアップ。 ・ H28.5 会議記録をクラウド本棚にアップ。
	<p>インターネット中継の配信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中継の配信率(100%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H13.10 インターネットによる議会生中継の実施(地域インターネット導入事業)。 ・ H24.2.15 議運決定、H24.2.9 議員協議会決定。委員会のインターネット中継導入についても積極的に検討する。 ・ H24.8.1 議事堂のカメラを使用し委員会のインターネット

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>	<p>インターネット中継の配信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中継の配信率 (100%) 	<p>中継を配信。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25.8.1 第1委員会に動画カメラ設置、インターネット中継・動画配信を開始。 ・H25 本会議で1日、委員会で3回程度機器に不備があり、点検・修理。 ・H25 インターネット中継・録画アクセス件数 12,158件。 ・H26 インターネット中継・録画アクセス件数 9,308件。 ・H27 本会議で1日、機器に不備があり点検・対応。 ・H27 休憩中に風景写真・音楽を配信。 ・H27 インターネット中継・録画アクセス件数 15,983件。 ・H28 インターネット中継・録画アクセス件数 13,688件。 ・H29 インターネット中継・録画アクセス件数 9,305件。 ・H30 インターネット中継・録画アクセス件数 11,848件。 ・R1 インターネット中継・録画アクセス件数 12,392件。 ・R2 インターネット中継・録画アクセス件数 14,366件。
<p>第10条 (議会白書、議会の自己評価)</p>	<p>総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会自己評価の実施 ・自治基本条例及び議会基本条例の議会評価の実施とホームページ・広報誌への掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26.5 議会基本条例の自己評価の初実施。 ・H26.5 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を初実施しHPに公開。 ・H27.4 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を実施しHPに公開。 ・H28.5 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を実施しHPに公開。 ・H29.5 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を実施し

第10条 (議会白書、議会の自己評価)			<p>HPに公開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.5 議員自己評価項目を見直し。議会基本条例の議会評価を実施しHPに公開。 ・H31.2 議会基本条例の議会評価を実施しHPに公開。 ・R2.4 初の町民評価(アンケート方式)を実施。GoogleFormによるネット回答を併用。 ・R2.5 議会基本条例の議会評価を実施しHPに公開。 ・R3.5 議会基本条例の議会評価を実施しHPに公開。
	議会白書の作成	・議会白書作成とホームページ掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・H24 議会白書の作成、発行、HP掲載。 ・H25 議会白書の作成、発行、HP掲載。 ・H26 議会白書(任期)の作成、発行、HP掲載。 ・H27 議会白書の作成、発行、HP掲載。 ・H28 議会白書の作成、発行、HP掲載。 ・H29 議会白書の作成、発行、HP掲載。 ・H30 議会白書(任期)の作成、発行、HP掲載。 ・R1.3 議会白書作成要領を全員協議会で決定。 ・R1 議会白書の作成、発行、HP掲載。 ・R2 議会白書の作成、発行、HP掲載。
	議会自己評価の実施と公表	・関連条例の自己評価・活性化計画評価と公表	<ul style="list-style-type: none"> ・H24 自治基本条例(議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表 ・H25 自治基本条例(議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表 ・H26 自治基本条例(議会項目)・議会基本条例・活性化計画

<p>第10条 (議会白書、議会の自己評価)</p>	<p>議会自己評価の実施と公表</p>	<p>・ 関連条例の自己評</p>	<p>の評価と公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H27 自治基本条例 (議会項目)・ 議会基本条例・ 活性化計画の評価と公表 ・ H28 自治基本条例 (議会項目)・ 議会基本条例・ 活性化計画の評価と公表 ・ H29 自治基本条例 (議会項目)・ 議会基本条例・ 活性化計画の評価と公表 ・ H30 自治基本条例 (議会項目)・ 議会基本条例・ 活性化計画の評価と公表 ・ R1 議会基本条例・ 活性化計画の評価と公表 ・ R2 議会基本条例・ 活性化計画の評価と公表
--------------------------------	---------------------	-------------------	--

(大項目 第4章 町長と議会との関係)

<p>第11条 (町長等と議会、議員との関係)</p>	<p>一般質問</p>		
<p>第12条 (政策形成過程等)</p>	<p>反問権・反論権</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ H26.3 定例会議において町長が反論権を行使 (全国初)。 ・ H26.3 町長からの感謝状辞退を決定。 ・ H27.10 町長再議請求 (消防団条例否決)
	<p>政策提案の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各常任委員会での実施 ・ 委員会及び本会議において、第1項(1)から(7)について調査徹底 ・ 議会政策形成サイクルの実施 ・ 一般質問制限時間の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 議会政策形成サイクルの検討 (議運先進地事務調査：会津若松市議会・飯田市議会 7/24,25) を参考に実施。 ・ H25.11.29 庁舎建設等調査特別委員会で申入書を手交。 ・ H26.4.24 不正会計処理等特別委員会で申入書を手交。 ・ H26 各委員会で始動し、H27.3.25 政策提案 (6項目) を決

			<p>議（総務委 3、厚生委 1、経済委 1、議運委 1）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H27.12 芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言。 ・ H28.2 芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言 ・ H29.4 地域生活支援事業に対する提言、町民プール維持管理事業に対する提言 ・ H30.2 第 4 期芽室町総合計画の検証結果報告を両常任委員長から町長へ手交。 ・ R2.1 食材購入事業（めむろまるごと給食）に対する提言 ・ R2.3 飲食店応援クーポン券・商品券販売事業に対する提言 ・ R2.9 新嵐山スカイパーク活用計画に対する提言
<p>第 13 条 （評価の実施）</p>	<p>政策形成サイクルの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各常任委員会での実践 ・ 委員会及び本会議において、第 1 項(1)から(7)について調査徹底 ・ 議会政策形成サイクルの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 議会政策形成サイクルの検討（議運先進地事務調査：会津若松市議会・飯田市議会 7/24,25）を参考に実施。各委員会で始動。 ・ H27.3.25 政策提案（6 項目）を決議（総務委 3、厚生委 1、経済委 1、議運委 1） ・ H27.12.24 政策提言書を手交（厚生文教委 1 件） ・ H29.4.11 政策提言書を手交（厚生文教委 2 件） ・ H30.7～11 監視・監査機能のあり方研修・検討（議選監査委員制度の存置を決定） ・ R2.1.23 政策提言書を手交（厚生文教委 1 件） ・ R2.3.17 政策提言書を手交（総務経済委 1 件）

			<ul style="list-style-type: none"> ・ R2.9.7 政策提言書を手交（総務経済委 1 件）
<p>第 1 4 条 (議決事項の拡大)</p>	<p>提言内容の反映の調査</p> <p>議決事項の拡大</p>	<p>・ 追加検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 各常任委員会に通知するも積極的な調査はない。 ・ H22.11.12 自治基本条例(第 23 条第 2 項)及び地方自治法(第 96 条第 2 項)を受け、議会の議決権（議決事項）の拡大について調査検討。地方自治法の改正案が審議中で、第 2 条第 4 項が削除（市町村の基本構想の議決規定の削除）される見込み。このことから協議の結果、「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定めることが必要と議会運営委員会で結論。開催の議員協議会で全議員に説明をするが意見が分かれ、議運に戻された。 ・ H23.3 議会運営委員会として改めて協議を行った結果、「当初、議会運営委員会として結論づけたとおり制定することが望ましい」との意見から「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定めることとし(H22.12.22 決定)、議会で総合計画の実施計画を議決要件とすることを議決。 ・ H23 議会運営委員会で、さらなる議会の議決事項の拡大について調査検討。 ・ H23.11.29 第 4 期総合計画後期計画策定の手順及び実施計画議決について、議員協議会で協議。 ・ さらなる議決事項拡大については各常任委員会で検討する。 ・ H24.12 議決すべき事件を定める条例、定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止し、議会基本条例に吸収

			<p>(H25.4.1 施行)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26.6 役場庁舎建設に関する調査特別委員会を設置。 ・H26.12 定例会議において、役場庁舎建設基本計画を議決事項に追加議決（議会基本条例一部改正）。 ・H27.3 定例会議において、都市計画マスタープランを議決事項に追加提案。
<p>第14条 (議決事項の拡大)</p>	<p>実行計画の調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実行計画の調査・政策提言 ・実行計画事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施 ・委員会及び本会議において、第1項(1)から(7)について調査徹底 ・議会政策形成サイクルの実施 ・一般質問制限時間の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.12 第4期総計後期実施計画提案について連合審査、総務常任委員会付託（連合審査会）により H24.12.定例会で議決。 ・H26.12.24 町議会の議決により指定された町長の専決処分事項を改正議決。 ・H26.6.17 実行計画の議員配付確定（議運正副委員長、副町長確認事項）。 ・H27.6 各委員会で実行計画調査。 ・H27.12 総合計画条例を全会一致で可決。 ・H28.7 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。 ・H29.7 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。 ・H30.7 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。 ・R1.7 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ R2.9 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。
<p>第15条 (文書質問)</p>	文書質問の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書質問制度の実施 ・ 文書質問の喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24.12～H25.3 文書質問制度試行。 ・ H25.4.1 文書質問制度実施。 ・ H25 実績 0 件。 ・ H26.7 実績 1 件。 ・ H27 実績 0 件。 ・ H28 実績 1 件。
	文書質問の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書質問制度の実施 ・ 文書質問の喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29 実績 0 件。 ・ H30 実績 0 件。 ・ R1 実績 2 件。 ・ R2 実績 2 件。
	文書質問の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書質問の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26.7 議会だより、HP 公表。 ・ H28.8 議会だより、HP 公表。 ・ R1.12 議会だより、HP 公表。 ・ R2.6、12 議会だより、HP 公表。

(大項目 第5章 議員相互の討議)

<p>第16条 (自由討議による合 意形成)</p>	<p>議員間の自由討議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会において自由討議を積極的に行う ・論点・争点の明確化と広報への掲載 ・各常任委員会でミーティングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・H21.4.1 から各委員会において実施する（芽室町自治基本条例第25条第1項を受け、H20 議会運営委員会において調査し決定する）。 ・今後は、本会議においても自由討議を実施できるよう検討する。 ・自由討議を必ず各委員会で行う。常任委員長の自由討議の手法技術を高める必要がある。 ・H12.3 会議規則改正。 ・H12 地方分権一括法成立に伴い、議員の議案提案権を議員の1/8 から1/12 へ改正。 ・H22.11.12 確認。 ・H24.1 から委員会・議員協議会での新・自由討議を実施し、論点・争点を明確にする。 ・H24.11.30 議員会と協力し研修会開催。 ・H24 自由討議実績 27 回（本会議 0 回、総務 7 回、厚生 7 回 経済 13 回）。 ・H25 自由討議実績 11 回（本会議 0 回、総務 7 回、厚生 7 回 経済 13 回）。 ・H26.12.各委員会でミーティングを開始。 ・R1 自由討議実績 12 回（本会議 0 回 総務経済委 2 回 厚生文教 9 回、合同委員会 1 回）。
------------------------------------	-----------------	--	--

第16条 (自由討議による合 意形成)			・R2 自由討議実績 15 回 (本会議 0 回 総務経済委 13 回 厚生文教 1 回、合同委員会 1 回)。
	委員外議員発言の許可	・ 委員外議員発言の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26 3 件 (厚生常任委員会) ・ H27 3 件 (議会運営委員会) ・ H28 1 件 (議会運営委員会) ・ H29 0 件 ・ H30 3 件 (総務経済常任委員会 1、議会運営委員会 2) ・ R1 0 件 ・ R2 1 件
	政策討論会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策討論会の実施 ・ 各常任委員会でミーティングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.9.25 第 1 回政策討論会を実施。 ・ H26 政策討論会を 4 回開催。 ・ H27 政策討論会を 6 回開催。 ・ H28 政策討論会開催は 0 回。 ・ H29 政策討論会開催は 0 回。 ・ H30 政策討論会開催は 0 回 ・ R1 政策討論会開催は 0 回。 ・ R2 政策討論会開催は 1 回。

(大項目 第6章 適正な議会機能)

第18条 (適正な議会費の確)	適正な議会費の計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長交際費・議会費の用途等を議会だより及び議会ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17.2.21 決定。(社会通念上、必要最小限の交際範囲、金額とする。
--------------------	-----------	---	--

立)	議会費の実行計画と予算化	等で公表 ・ 一定の標準率の検討	・ H22.11.12 確認。 ・ H20.10.31 議運決定。 ・ H20 実施。議長交際費の執行状況を公表（めむろ町議会まめ通信及び議会のホームページ）する。 ・ H25 実行計画及び予算時の公表 ・ H25 から議長交際費・議会費の用途等を議会だより及び議会ホームページ等で公表（上・下半期ごと）。
	議会費の公開		
第19条 （議長・副議長志願者の所信表明）	正・副議長の立候補制の実施	・ 正副議長マニフェスト計画化	・ H27.5 初議会で正副議長選挙立候補制導入。 ・ R1.5 初議会で正副議長選挙立候補・所信表明実施。
第20条 （附属機関の設置）	附属機関の設置	・ 議会改革諮問会議の設置・諮問答申	・ H25.6 議会改革諮問会議委員5人を委嘱。 ・ H25.5.2 議会改革諮問会議（第1期）を設置。 ・ H26.6.23 計8回の開催を経て議長へ答申書（6項目）手交。 ・ H27.7.2 議会改革諮問会議（第1期）を設置。 ・ H27.11 議長へ答申書（2項目）手交。 ・ H28.2 議長へ答申書（5項目）手交。 ・ H29.3 議長へ提言書（4項目）手交。 ・ H30.3 議長へ提言書（1項目・5事業）手交。 ・ H31.3 議長へ提言書（1項目）手交。
	附属機関制度の推進		
			・ H19.2 決定。地方自治法の一部改正(H18.6.7 制定)により、学識経験を有する者に議案の審査又は行政事務に関する調査を依頼することが可能となったが、協議の結果、見送るこ

<p>第21条 (調査機関の設置)</p>	<p>専門的事項に係る調査の実施</p>	<p>・専門的知見の活用検討</p>	<p>ととなる。今後の調査・研究課題として次期に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者の助言について検討する。 ・H22.11.12開催。議員協議会において、差し戻され、議会運営委員会として改めて協議を行った結果、次のとおり文言を整理する。 ・H22.12.22決定。専門的事項の調査依頼については、地方自治法の改正により学識経験を有するものに調査の依頼をすることができるようになったが、当議会としては、「必要に応じて調査の依頼」を行うものとする。 ・専門的事項の調査依頼については、H18の地方自治法の改正により学識経験を有するものに調査の依頼することができるようになったが、協議においては、「必要になったときに協議をする」としていたが、H22.11.12開催の議員協議会で出された意見は、難しい問題も出てくることが予想されるので今後も継続して協議としてはどうかとの意見が出された。議会運営委員会としての協議結果は、委員からは即対応できる文言にしてはとの意見が出され、文言(案)が出されてから協議する。
	<p>専門的事項に係る調査の実施</p>	<p>・専門的知見の活用検討</p>	
	<p>北大公共政策大学院との包括連携協定</p>	<p>・包括連携協定事業計画の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.6 北大公共政策大学院包括連携協定。 ・H24 連携事業計画策定。 ・H25.6 連携事業計画策定。 ・H26.6 連携事業計画策定。 ・H27.6 更新。連携事業計画策定。

第 2 1 条 (調査機関の設置)			<ul style="list-style-type: none"> ・ H28.7 連携事業により議員研修を実施。 ・ H29.10 連携事業により議員研修を実施。 ・ H30.7 連携事業により議員研修を実施。 ・ R1.6 連携事業により議員研修を実施。
	議会サポーター制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知見の活用 ・ 議会サポーターの更新・追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24.10 決定議会サポーター制度（町民及び研究者）を導入し、住民参加と第三者機関の導入により改革や活性化を図る（町民意見交換会で提案を受ける）。 ・ H24.3.26 議運、H24.4.2 議員協議会決定。議会サポーター5人を決定。 ・ H24.4.1 議会サポーター制度を導入（会議を3回開催）。 ・ H26.4.1 石井吉春・若生幸也氏を議会サポーターに追加。 ・ H28.7.19 土山希美枝氏を議会サポーターに追加。
第 2 2 条 (事務局の体制整備)	事務局の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局職員の研修強化 ・ 事務局職員人事の協議 ・ 執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局設置条例を廃止し議会基本条例に統合（H25.4.1 施行）。 ・ H22.11.12 決定。事務局体制については、現行の職員体制の中で議会としての機能を発揮できるよう努めるが、更に議会の持つ機能を発揮できるよう正職員4人を要望していく。
	執行機関の法務・財務の協力要請		
	事務局職員の人事		
第 2 3 条 (議会図書室の充実)	議会図書室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会図書室の整備計画策定・実行計画・予算化 ・ 執行機関等への要請・調整 ・ 議会図書室情報の広報誌及び HP 掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.3 神原サポーターから蔵書寄贈される。 ・ H27 継続検討。議会諮問会議・議運委が答申。 ・ H28.5 クラウド本棚導入により電子図書室化を実施。 ・ H29 町図書館と議会との連携事業を開始。 ・ R2.10 議会図書室等運営要綱策定
	議会図書室の周知・広報		
第 2 4 条	議会活性化計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会活性化計画の策定・実行・評 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 から議会活性化計画の策定・実行・評価。

<p>(議会改革・活性化の推進)</p>		<p>価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治法改正等の学習会・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26.10H26 活性化策 19 項目の検討を決定。 ・ H26.11.14 マニフェスト大賞最優秀成果賞を授賞。 ・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞。 ・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。 ・ H30.10.2 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。 ・ R1.5～「議会実行計画」「進捗工程表」の作成・運用（議会活性化計画書の改善） ・ R2.6 マニフェスト大賞エリア賞受賞
	<p>議会間の交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.7 広尾町議会との交流会開催（議員会） ・ H25 から研修会を管内議会に参加案内。 ・ H26.8 友好都市岐阜県揖斐川町議員と交流（芽室町で）。 ・ H27.5 友好都市岐阜県揖斐川町議員と交流（揖斐川町で）。 ・ H28.6.24 幕別町議会議運委と意見交換（芽室町で） ・ H28.12.26 浦幌町議会議運委と意見交換（芽室町で） ・ H28.6.24 幕別町議会議運委と意見交換（芽室町で） ・ R1.10.4 四日市市議会の行政視察においてワークショップによる意見交換を実施（芽室町で） ・ R2.1.16 幕別町議会の行政視察においてワークショップによる意見交換を実施（芽室町で）
	<p>議会制度改正の調査・研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会での周知、調査、協議 	

(大項目 第7章 議会の運営)

<p>第25条 (災害時の対応)</p>	<p>災害時における業務の継続</p>	<p>・災害時の議会対策本部設置の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H28.9.1 議会 BCP 計画に則り議会災害対策会議設置。 ・ H28.12.21 災害時対応に関する申入れ。 ・ R2.2.27 議会 BCP 計画に則り第一次・二次参集者会議実施。(新型コロナウイルス感染防止対策) ・ R2.11.9 第一次参集者会議を開催。 ・ R2.11.10 議会災害対策会議をオンラインで開催。 ・ R2.11.20 議会 BCP 改訂(感染症対応) ・ R3.3.16 第一次参集者会議を開催。
<p>第26条 (通年議会)</p> <p>第26条</p>	<p>通年議会の実施</p> <p>通年議会の実施</p>	<p>・通年議会の遂行</p> <p>・通年議会の遂行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年議会の導入について検討を開始する(町民意見交換会で提案を受ける)。 ・ H24.3.30 第10回議運で議長から議運委員長に諮問。 ・ H24 中に研究(研修・調査等)し、方針を決定する。 →H24.3.30 第10回議運で議長諮問。 ・ H25.3 定例会提案予定(H25.5 施行予定)会期を5~4月に設定。 ・ H25.5.1 通年議会開始。 ・ H26.5.1 通年議会開会。 ・ H27.5.8 通年議会開会。 ・ H28.5.9 通年議会開会。 ・ H29.5.1 通年議会開会。

(通年議会)			<ul style="list-style-type: none"> ・ H30.5.1 通年議会開会。 ・ R1.5.8 通年議会開会 ・ R2.5.1 通年議会開会
	夜間・休日議会の検討	・ 夜間・休議会の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ H14.5 夜間、休等における議会開催（インターネットによる議会中継の開始及び実施後の継続性の難しさ等から判断し、取り組まないことに決定）。 ・ H22.11.12 確認。
第27条 (議会運営の原則)		・ 議会運営委員会の協議の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24.12 会議規則を廃止し、会議条例を制定（H25.4.1 施行）。会議運用例から会議運用規則へ（H25.4.1 施行）。 ・ H26.7 議運委ミーティングを開始。
		・ 傍聴者増加への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.5.1 傍聴者への会議を休憩する場合の説明の実施。 ・ H25 傍聴者数 399 人(H24/433) 本会議 94 人(H24/129) 委員会 278 人(H24/247) 全員協議会 27 人(H24/57)。 ・ H26 傍聴者数 299 人。 ・ H27 傍聴者数 429 人。 ・ H28 傍聴者数 380 人。 ・ H29 傍聴者数 333 人。 ・ H30 傍聴者数 312 人。 ・ R1 傍聴者数 259 人。 ・ R2 傍聴者数 195 人。
	傍聴意欲の向上	・ 傍聴条例の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.6.1 議会 HP、SNS への掲載。 ・ H31.3.4 傍聴条例一部改正（傍聴手続きの全廃）議決
	傍聴者への対応向上	・ 会議の定刻開催の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24.3 定例会から配付。議会傍聴者用案内パンフレットを

<p>第27条 (議会運営の原則)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・休憩、再開時間の説明の徹底 	<p>作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24.3 傍聴感想など協力要請し、議会運営に活用することを決定。 ・H25.12 傍聴固定席を撤去し、移動椅子を搬入（町民意見の反映）。 ・H27.3.25 議会運営委員会でアンケート案 ・H27.5.2 傍聴者アンケート実施 ・H28.5.9 傍聴者アンケート実施。 ・H28.6 傍聴人受付簿の改正（一覧方式→個別投函方式） ・R3.1 庁舎移転に伴い新本会議場傍聴席に車いすスペース、難聴者用ヘッドフォンを設置。
---------------------------	--	--	--

(大項目 第8章 議員定数・報酬等)

<p>第28条 (議員定数)</p>	議員定数の検討	・全員協議会での協議・決定 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H19.2 決定。地方自治法の一部改正 (H18.6.7 制定) により、委員の重複が認められたが、協議の結果、議員定数(18人)の関係から重複はしないことに決定。 ・ H22.11.12 確認。「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う。 ・ H20.6.23 設置。
	常任委員会委員の重複所属	・ 全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.1.25 決定。H22.11.12 確認。法改正により重複ができることになったが、重複をすることで調査範囲が広がることから、現状のとおりとする。 ・ H26.11 全員協議会で 2 委員会にすることで決定 (総務経済・厚生文教常任委員会)
	議員定数の見直し	・ 全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ H14.9 議決。条例制定 22 人→18 人。 ・ H17.2.21 決定。議員定数条例等審査特別委員会 (10 人) を設置し協議。現行の 18 人とする。 ・ H18.9.12 議員定数 5 人削減の陳情 (町民 5 人) を協議。 ・ H18.12.8 議会否決。以降、議員定数についての協議を行う。 ・ H19.2 協議。地方自治法の一部改正(H18.6.7 制定) により委員の重複協議に伴い議員定数を協議現行の 18 人とする。 ・ H20.6.23 設置。「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し調査を行う。 ・ H22.1.25 決定。3 常任委員会を維持するには、現状の 18 人

<p>第29条 (議員報酬)</p>	<p>議員定数の見直し</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<p>が必要。また、現行でも5人の委員会があるが問題もなく機能していることから、2減の16人でも良いとの意見が出され、結果16人となる(H22.3.11以後に告示される町議会議員の一般選挙から適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22.11.12 確認。 ・ H24 定数16人及び3委員会構成については、H23選挙後、間もないため、検証までには時間を要する。前期2年間の評価についてはH25に検証し、後期2年間とH27選挙後について議論を行うものとする。 ・ H25.3 議員定数条例を廃止し、議会基本条例に吸収(H25.4.1 施行)。 ・ H26.6 議会改革諮問会議が定数維持を答申。 ・ H26.11 全員協議会で定数維持を決定。
	<p>適正な議員報酬等の検討</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H12.3 条例改正。任期途中辞任及び役職交代の際の月額報酬は、日割支給。 ・ H17・18年度限り(20%程度年間報酬削減)。 ・ H17.2.2 決定月額報酬を10%削減する。期末手当の支給率を300/100とする。役職加算は廃止(H17)する。 ・ H22.11.12 確認。 ・ H19.4.1 実施。H17、18の2年に限り(時限立法)削減したものをH19から本実施(議長の諮問に対し協議)。 ・ H22.11.12 確認。 ・ H20.6.23 「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別

第29条 (議員報酬)	適正な議員報酬等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会での協議・決定 	<p>委員会」を設置し、調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22.1.25 決定。幅広い職層や年齢層に人材を求めるための環境整備、また若い世代にも議員として立候補しやすい環境整備のため、現状の議員報酬の維持が必要。 ・ H26.6 議会改革諮問会議が議員報酬額引き上げを答申。 ・ H26.11 議運委が議員報酬額引き上げを答申。 ・ H26.12 定例会議で議員報酬額引き上げを議決。 ・ H27.5 改正議員報酬支給。
	期末手当の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会での協議・決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員報酬・期末手当の見直しについては、H24 議会活性化計画で議論する(町民意見交換会で提案を受ける)。報酬は、議員定数削減議論及び報酬削減議論の経過を踏まえ、ゼロベースから歳費積算により改正を図る(参考:福島町議会)。ただし通年議会など含めて協議する。 ・ H26.6 議会改革諮問会議が期末手当廃止を答申。 ・ H26.11 議運委が期末手当廃止を答申。 ・ H26.12 定例会議で期末手当支給率を議決。 ・ H28.5 改正期末手当支給(4.1)。
	政務活動費の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会での協議・決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17.2.21 決定。研修のあり方全般から協議を開始する。個々の議員活動においても調査は可能であり、導入を見送る。 ・ H22.11.12 決定。財政的な問題はあるが、門戸を閉ざすのはどうかとしてH15の議論を踏まえ海外派遣事業の是非について協議を行うこととする。

第29条 (議員報酬)	政務活動費の検討	・ 全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17.2.21 決定。現行どおりとし、議員研修の充実等により議会の持つ機能が十二分に発揮できるように努める。 ・ H22.11.12 確認。現状を考えると導入するには、まだ議論が必要。 ・ H25.11 議運先進地事務調査（鹿迫町議会）。 ・ H26.6 議会改革諮問会議が政務活動費見送りを答申。 ・ H26.11 議運委が政務活動費見送りを答申。 ・ H26.11 全員協議会で政務活動費見送りを決定。
	旅費支給の見直し	・ 全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ H12.3 町内及び帯広市内の日当廃止（議会条例改正－町職員旅費改正に準じ改正）。 ・ H14.9 費用弁償1級（特別職等）から2級（一般職等）に議会で条例改正。 ・ H15.4.1 施行。 ・ H22.11.12 確認。

(大項目 第9章 最高規範性及び見直し手続き)

第30条 (最高規範性)	条例の最高規範の順守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例の一部改正の検討 ・ 関連条例の評価・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.11.12 決定。芽室町として、議会基本条例の必要性の是非についての議論は、簡単に結論を出すということにはならないものと考えことから、H23の改選後から検討期間を2年としてH25までに議論を行う。 ・ H24.7 議会活性化の進捗状況や町民意見交換会を踏まえ、議員の意識を共有化する。
-----------------	------------	--	---

<p>第30条 (最高規範性)</p>	<p>条例の最高規範の順守</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例の一部改正の検討 ・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24.3.30 第10回議運で議長から議運委員長に諮問。 ・ H24.6.26 議長に答申。 ・ H25.3 定例会で提案し全会一致で議決(H25.4.1 施行予定) ・ H26.4 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP) ・ H27.4 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP) ・ H28.3.24 議会基本条例改正案可決(議会災害時対応)。 ・ H28.5 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)。 ・ H29.5 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)。 ・ H30.5 議会基本条例の評価・公表(HP)。 ・ R1.5 議会基本条例の評価・公表(HP)。 ・ R2.5 議会基本条例の評価・公表(HP)。
<p>第31条 (検証・見直し手続き)</p>	<p>総括(条例の達成評価と公表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例の一部改正の検討 ・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表・町民意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 活性化計画策定と実行・評価を実施、HP公表。 ・ H26.5 基本理念設定と議会基本条例の自己評価を初実施。 ・ アンケート実施は未検討に終わった。 ・ H27.2 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ H26.11.15 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞(議会活性化計画・議員研修計画) ・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞。 ・ H28.4 議会基本条例の自己評価を実施。

第31条 (検証・見直し手続き)			<ul style="list-style-type: none"> ・ H29.4 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ H30.3 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ H31.2 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ R21.3 議会基本条例の自己評価を実施。 ・ R3.3 議会基本条例の自己評価を実施。
	条例の改善の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表 ・ 議会基本条例の一部改正の検証・町民意見聴取(随時) ・ 条例の改善の随時協議と年度末協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26.6 議会改革諮問会議は答申見送り。 ・ H26.11 議運委で一部改正案を答申。 ・ H26.12 議会基本条例の一部改正案を議決。(2委員会、議決権拡大) ・ H28.3 議会基本条例の一部改正案を議決(議会の災害時対応)。
	条例改正の説明責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正の広報掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26.12 議会基本条例の一部改正の議決結果を議会だより掲載(2委員会、議決権拡大)。 ・ H28.3.4.議会基本条例の一部改正案(議会の災害時対応)を議会だより及びホームページに掲載(パブリックコメント実施) ・ H31.1 議会傍聴条例の一部改正案を議会改革諮問会議に説明・意見徴取。議会だより1月号に掲載し意見募集。

5. 芽室町議会基本条例（令和2年度活動分）議員自己評価（R1-R2版）

評価基準：
A = おおむね達成した。向上心を持って取り組んだ。
B = 取り組んだが、不足している部分等が見受けられ、改善の余地がある。
C = 取り組もうとしたが、達成したとまでは言いがたい。
D = 全く取り組んでいない。取り組んだとはいえない。
E = その他（不明・回答不可など）→ Eの場合は、自由表記に必ず記載すること。
F = 事例・実績なし
— =表記なし（H29まで）
自由表記：

前文

地方議会は、二代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

R1-R2	評価項目としない
	・議会は、前文のとおり活動したと考えるか。
R1-R2	評価項目としない
	・あなたは、前文のとおり活動したか。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

R1-R2	評価項目としない
	・議会は、条例の目的を果たしたか／・条例をもとに活動したかなど

（基本理念）

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、基本理念どおりに活動したと考えるか。 	
R2	↓
<p>A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） B=1人（正村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念に則り活動しているが、さらに充実させていく余地はあると考える 	
<p>R1</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）</p>	

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

R1-R2	条全体を一括で評価するため評価項目としない
<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、これらの機関としての責任を果たしたとか。 	

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

R1-R2	条全体を一括で評価するため評価項目としない
<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、議事機関としての責任を果たしたか。 	

4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

R1-R2	条全体を一括で評価するため評価項目としない
<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、これらのことを目的に議会力・議員力を強化したか。 	

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

（議会の活動原則）

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、議事機関として町政の重要事項について意思決定したか。 	
R2	→
<p>A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）</p>	
R1	→
<p>A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）</p>	

(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。

・議会は、これらをもとに監視し、けん制したか。

R2 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R1 

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

・議会は、自由かつ達な討議により意見集約し運営したか。

R2 

A=11人（橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=5人（黒田、中田、中村、正村、早苗）

- ・昨年と比較して、討議の機会は増えているが、まだ向上の余地があると感じる
- ・更なる深化が望まれる
- ・全く議論がなかったわけではないが、より論点を具体化させる事で意見が出易くなる

R1 

A=9人（常通、柴田、寺町、立川、堀切、渡辺、正村、鈴木、西尾）

B=6人（中田、梶澤、黒田、中村、早苗、広瀬）

- ・実践的な研修や討議する機会を増やすこと。
- ・常任委員会における自由討議は闊達までとは言えないが向上している。また、全議員による政策討論会を開催し更に討議を深める場が必要。
- ・全く議論がなかったわけではないが、より論点を具体化させるためにも更なる議論が必要。
- ・更なる深化が望まれる。
- ・討議に至るまでの論点整理ができていない。

C=1人（橋本）

- ・考えていることを思うように伝えられてない。自己研鑽あるのみ。

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

・議会は、議決責任を深く認識し、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明したか。

R2 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=2人（橋本、早苗）

- ・委員会審査機能を十分に発揮させ議論を尽くす必要がある

R1 

A=15人（常通、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（中田）

（委員会及び委員長の活動原則）

第4条 芽室町議会委員会条例（昭和62年芽室町条例第2号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。

（1） 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。

・ 委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。

委員会評価

所管

総務経済委

R2 

A=7人（黒田、堀切、中村、鈴木、正村、柴田、西尾）

F=1人（早苗）

R1 

A=6人（柴田、堀切、中村、正村、鈴木、西尾）

B=1人（黒田）

・ 必要に応じて、説明を受ける前にミーティングをおこなうことがあってもよいと考える。

F=1人（早苗）

厚生文教委

R2 

A=8人（中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、寺町、広瀬、常通）

F=1人（早苗）

R1 

A=7人（常通、橋本、中田、寺町、梶澤、渡辺、広瀬）

B=1人（立川）

・ 当日資料など、会議の成り行きでタブレットにその場で更新される資料が傍聴人に渡らないことがあり、配慮に欠けていたケースがあった。今後は状況に配慮しながら会議の運営にあたりたい。

F=1人（早苗）

議運委

R2 

A=11人（渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、常通、黒田、中田、広瀬、柴田）

F=1人（早苗）

R1 

A=12人（常通、立川、梶澤、中村、渡辺、正村、鈴木、中田、柴田、黒田、堀切、広瀬）

F=1人（早苗）

予決特委

R1 

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R1 

A=15人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

F=1人（早苗）

(2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。（意見交換会等を行ったか。）

委員会評価

所管

総務経済委

R2 

A=7人（黒田、堀切、中村、鈴木、正村、柴田、西尾）

F=1人（早苗）

R1 

A=7人(柴田、黒田、堀切、中村、正村、鈴木、西尾)

F=1人(早苗)

厚生文教委

R2 

A=8人(中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、寺町、広瀬、常通)

F=1人(早苗)

R1 

A=8人(常通、橋本、中田、寺町、立川、梶澤、渡辺、広瀬)

F=1人(早苗)

議運委

R2 

A=11人(渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、常通、黒田、中田、広瀬、柴田)

F=1人(早苗)

R1 

A=12人(常通、立川、梶澤、中村、渡辺、正村、鈴木、中田、柴田、黒田、堀切、広瀬)

F=1人(早苗)

(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

・委員長は、副委員長と協議し、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事整理を行い、委員会の事務をつかさどったか。

委員会評価

所管

総務経済委

R2 

A=7人(黒田、堀切、中村、鈴木、正村、柴田、西尾)

F=1人(早苗)

R1 

A=7人(柴田、黒田、堀切、中村、正村、鈴木、西尾)

F=1人(早苗)

厚生文教委

R2 

A=8人(中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、寺町、広瀬、常通)

F=1人(早苗)

R1 

A=7人(常通、橋本、中田、寺町、梶澤、渡辺、広瀬)

B=1人(立川)

・突発的な事態への対処が速やかにおこなえていない。適切な質疑に導く議事進行などは今後も研鑽が必要。

F=1人(早苗)

議運委

R2 

A=11人(渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、常通、黒田、中田、広瀬、柴田)

F=1人(早苗)

R1 

A=12人(常通、立川、梶澤、中村、渡辺、正村、鈴木、中田、柴田、黒田、堀切、広瀬)

F=1人(早苗)

予決特委

R2 

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

F=2人(橋本、早苗)

R1 

A=15人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

F=1人(早苗)

(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること

・委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たり、論点、争点等を明確にしたか。

委員会評価

所管

総務経済委

R2 

A=6人(黒田、堀切、中村、鈴木、柴田、西尾)

B=1人(正村)

・非公式のミーティングを含め、議論して委員会としての見解をまとめてきたが、議論の進め方は改善の余地がある

F=1人(早苗)

R1 

A=7人(柴田、黒田、堀切、中村、正村、鈴木、西尾)

F=1人(早苗)

厚生文教委

R2 

A=8人(中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、寺町、広瀬、常通)

F=1人(早苗)

R1 

A=8人(常通、橋本、中田、寺町、立川、梶澤、渡辺、広瀬)

F=1人(早苗)

議運委

R2 

A=11人(渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、常通、黒田、中田、広瀬、柴田)

F=1人(早苗)

R1 

A=12人(常通、立川、梶澤、中村、渡辺、正村、鈴木、中田、柴田、黒田、堀切、広瀬)

F=1人(早苗)

予決特委

R2 

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

F=2人(橋本、早苗)

R1 

A=15人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

F=1人(早苗)

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき、次の活動を行います。

(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

・議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行っていたと考えるか。

R2 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R1 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。

・議員は、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

R2 

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

B=2人(橋本、早苗)

・自由に討議出来る機会（場）を増やす

R1 ↓

A=15人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（黒田）

・議員相互間の討議の機会を意識的に多く持つようにする。

・あなたは、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

R2 ↑

A=14人（黒田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（中田）

・更なる深化が望まれる

C=1人（橋本）

・勉強が足りない、自己研鑽あるのみ

R1 ↓

A=13人（常通、柴田、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（黒田）

・議員相互間の討議の機会を意識的に多く持つようにする。

C=2人（中田、橋本）

・討議の経験、手法を学ぶ機会を増やすこと。

・重んじてはいるが、結果に満足していない。（発言ができていない）。自己研鑽に努めたい。

(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をする事。

・議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたと考えるか。

R2 ↓

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗）

B=2人（橋本、柴田）

・コロナ禍で十分とはいかなかった

R1 →

A=15人（常通、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（中田）

・資質向上の為の勉強会を行う。

・あなたは、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。

R2 

A=11人（堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗）

B=4人（黒田、中田、中村、柴田）

- ・コロナが落ち着けば、町民の意思を把握する機会を積極的に設けていく
- ・自己研鑽に努める
- ・研鑽、活動不足を痛感している
- ・今の状況ではベストと考えている

C=1人（橋本）

R1 

A=8人（常通、寺町、立川、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

・町民の意思やニーズを的確に把握することや、自らの能力を高めるための研鑽を常に行わなければならないと考える。

B=7人（中田、柴田、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗）

- ・資質向上の為の勉強会を行う。
- ・7地区と広く、各役員との年2回の懇談会を行っているが、充分とは言えない現状。
- ・自己研鑽に努める。
- ・自己研鑽に努める。
- ・課題全般について把握するのは難しい、少しずつ幅を広げる努力をしていくしかないと考える。
- ・更に研鑽に努めたい。

C=1人（橋本）

- ・時間が足りなく研鑽はしているが的確に把握していると言えない。スキルアップに努める。

(4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

・議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したと考えるか。

R2 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R1 

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

・あなたは、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したか。

R2 

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

D=1人（橋本）

R1 

A=15人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（黒田）

・さらなる努力が必要。

（議員研修の充実強化）

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱（平成24年3月30日制定）に基づき、議員研修を実施します。

・議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、芽室町議会議員研修要綱に基づき、議員研修を実施したと考えるか。

R2 

A=1人（渡辺）

B=4人（堀切、広瀬、柴田、西尾）

・今年度はコロナの影響により十分な研修はできなかったが、今後オンライン等を活用した研修に取り組んでいくことが求められる

・現況下ではベスト

・コロナ感染対策で実現できなかった

C=7人（黒田、中田、立川、中村、鈴木、常通、早苗）

・コロナの影響もあり、開催できていないのが残念

・オンラインを活用した研修の検討が必要

・「コロナ禍」という特殊な状況下でもあり、直接講師に来町いただく研修の実施は困難であったと考える。今後はリモートなどの手法も活用した研修機会の確保を積極的に行い、議員会主催による議員の資質向上のための取り組みを推進したい。特に2019年に初当選された同僚議員の皆さんたちには質問力向上や、議員ファシリテスキルアップなどの研修機会が十分ではないと考える

・コロナ禍が続き、予定の研修会等が延期・中止の状況である

・コロナ禍により研修を実施できなかった

・コロナ禍のため計画通りの研修が開催できず残念だった。リモートでの研修会等の実施検討

・コロナ禍により計画通りは出来なかった

D=1人（寺町）

・コロナ禍の中で計画をしたができなかった

E=1人（正村）

・新型コロナウイルス感染症の拡大によって当初の予定どおりに実施できなかった

F=2人（橋本、梶澤）

R1 ↓

A=15人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（立川）

・例年と比較し、研修の機会が少なかった。改選期でもあったので、議会サポーターの先生たちから改めて議会の役割、地方自治の根幹、一般質問の意義についてじっくりと学ぶ機会があって良いと考える。R2年度は今年度よりも多く研修機会を設けてほしい。

2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

・議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催したと考えるか。

R2 ↓

A=1人（柴田）

・コロナ禍で中止等いたしかたないと考える

B=3人（堀切、広瀬、西尾）

・今年度はコロナの影響により十分な研修はできなかったが、今後オンライン等を活用した研修に取り組んでいくことが求められる

・コロナ感染対策で実現できなかった

C=8人（黒田、中田、渡辺、立川、中村、鈴木、常通、早苗）

・コロナの影響もあり、開催できていないのが残念

・オンラインを活用した研修の検討が必要

・新型コロナウイルス感染拡大により、研修自体を延期せざるを得ない状況が続いていた。議会サポーターによるオンライン研修の開催など、次年度に向けては積極的に研修開催できればよいと考える

・計画は策定したが、開催できる状況ではなかった。今後はオンライン活用など、積極的に開催に向けた検討を進めるべき

・コロナ禍が続き、予定の研修会等が延期・中止の状況である

・コロナ禍により実施できなかった

・コロナ禍のため計画通りの研修が開催できず残念だった。リモートでの研修会等の実施検討

・コロナ禍における従来型研修に加えタブレット等を利用した研修（リモート型）を活用する

D=1人（寺町）

・コロナ禍の中で計画をしたができなかった

E=1人（正村）

・新型コロナウイルス感染症の拡大によって当初の予定どおりに実施できなかった

F=2人（橋本、梶澤）

R1 ↓

A=11人(常通、柴田、橋本、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=4人(中田、立川、黒田、早苗)

- ・一期生対象の研修は定期的にあった方がよい。
- ・予期せぬ事態(新型コロナウイルス感染拡大防止策)のためフォーラムの開催がおこなえなかったことが一点。また、今年度おこなった高校生との意見交換会などから得た課題や、各委員会が取り組むテーマに沿った研修の機会などが次年度開催できればよいと考える。
- ・一期生による研修を自らで発案し、今後積極的に行っていく必要がある。
- ・不測の事態により開催できなかった研修会は次年度に延期する。

C=1人(寺町)

- ・今年度は新型コロナウイルス感染防止により計画を一部中止した。

(議員の政治倫理)

第7条 議会は、芽室町議会議員政治倫理条例(平成24年芽室町条例第33号)に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

- ・議員は、芽室町議会議員政治倫理条例に基づき、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったと考えるか。

R2 ↓

A=15人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

E=1人(橋本)

- ・他の議員の事は判らない

R1 ↑

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

- ・あなたは、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったか。

R2 →

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R1 →

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

・議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保したかと考えるか。

R2 ↑

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

R1 ↓

A=14人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、鈴木、広瀬、西尾）

・より多様で幅広い町民が議会を身近に感じてもらえるよう情報公開・共有を徹底し、多くの町民が議会活動に参加する機会を今後も確保していくことが必要と考える。

B=2人（黒田、正村）

・意見交換の場や、モニター制度は充実しているが、議会の説明責任を十分に果たすという点に力点を置いた取り組みが必要。

・委員会において議論を整理するために休憩を取ることがある。中継を見ている人にはなにが話されているのかわからないが、傍聴に来ている人はすべてをみている。休憩中も録画は止めずに中継したらよいと思う。

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

・議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有したと考えるか。

R2 ↓

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

R1 ↑

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。

・議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映したと考えるか。

R2 →

A=9人（渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、西尾、常通、早苗）

B=5人（黒田、中田、中村、広瀬、柴田）

・公聴会の実績がない

・専門家の話を聞く機会を持つ必要がある

- ・コロナ禍で困難な状況ではあるが、専門的識見の活用は重要である
- ・公聴会制度は行っていないが、常に行うこととは思わない

C=1人（橋本）

F=1人（堀切）

R1 ↓

A=9人（常通、柴田、寺町、立川、梶澤、渡辺、正村、鈴木、西尾）

- ・公聴会について事案無し。

B=5人（中田、黒田、中村、早苗、広瀬）

- ・参考人制度や公聴会制度について十分に活用出来ていないと考える。
- ・勉強会の中で積極的に話を聞くことはあったが、今後はさらに専門家の話を聞く機会を持つ必要がある。
- ・学識経験者等の専門性を議会の意思決定に生かしていくことが、大変重要である。
- ・公聴会は制度の研究が必要。

F=2人（橋本、堀切）

4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。

- ・議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査において、提案者の意見を聴く機会を確保したと考えるか。

R2 →

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R1 →

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

- ・議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行ったと考えるか。

R2 ↓

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（橋本、寺町）

- ・議会報告書は示しているが、意見交換会は広くできていない（PTAのみ）

R1 ↑

A=15人（常通、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

- ・いただいた意見を政策提案につなげていくためにはさらに深化が必要と考える。

B=1人（中田）

・意見交換会は実施しているが、政策提案するまで調査が進んでいない。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

・議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知したと考えるか。

R2 ↓

A=12人(中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗)

B=4人(黒田、橋本、梶澤、柴田)

- ・町民の声が、いかにして調整に反映されているか伝えるプロセスが必要
- ・よりの確、効果的な情報を提供するための手法の工夫・改善が必要
- ・多くの町民に読んでもらえるよう、工夫をし続けるしかない

R1 →

A=13人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、渡辺、鈴木、西尾)

B=3人(早苗、正村、広瀬)

2 議会は、情報通信技術(ICT)の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

・議会は、情報通信技術(ICT)の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行ったと考えるか。

R2 →

A=13人(黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

B=3人(橋本、梶澤、早苗)

- ・よりの確、効果的な情報を提供するための手法の工夫・改善が必要
- ・伝えるべきことがどうやったら伝わるかを学ぶ研修が必要

R1 ↓

A=13人(常通、柴田、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

・タブレット使用についてはモニターさんからご意見をいただいている。意見交換会等では町民の方にも積極的に議員のタブレットを活用してもらうなど(地図アプリを使って通学路の危険個所の確認など)、町費で貸与されている意義を再認識する必要がある。

B=3人(中田、橋本、早苗)

- ・多様な広報手段を活用して広報活動しているが多くの町民が関心を持っているかは、まだ課題があると考えている。
- ・まだ改善の余地があると考えている。
- ・現在は情報の発信のみであり関心を持っていただけるような広報にはなっていない。町民アンケートを元に工夫が必要。

(議会白書、議会の自己評価)

第10条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

・議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ったと考えるか。

R2 ↓

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=2人(橋本、梶澤)

・議会だよりの充実を図り、情報の発信に努める

R1 □

A=15人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=1人(黒田)

・町民の声、いかにして町政に反映されているのかを伝えるプロセスが必要。

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。

・議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表したと考えるか。

R2 □

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R1 □

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。

・議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表したと考えるか。

R2 □

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R1 □

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。

R1-R2 □ 客観的事実に基づくものであり評価項目としない

・議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めたか。

第4章 町長等と議会との関係

(町長等と議会、議員の関係)

第11条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

・町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営したと考えるか。

R2 ↓

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（正村）

R1 ■

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

・議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

R2 ↓

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

R1 ■

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

・あなたと町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

R2 →

A=12人（黒田、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=2人（中田、中村）

・争点を明確化して質問できるよう努力が必要

・争点の明確化に努めたい

D=1人（橋本）

F=1人（早苗）

R1 ↓

A=12人（常通、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=2人（黒田、中村）

・論点整理をして質問できるよう自らの努力はまだ必要。

・今後も、争点の明確化が重要と考える。

C=1人（中田）

・まだ未熟であり、質疑の手法について研鑽が必要。

F=1人（早苗）

3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。

・議員の一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開したと考えるか。

R2 ↑

A=11人（黒田、中田、堀切、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、常通）

B=4人（橋本、渡辺、立川、早苗）

- ・要望で終わってしまうことがあり、もったいない質問もあった。大局的な政策論争の展開のためにはスキルアップのための研修などが必要と考える
- ・これまでの研修等では一般質問は議員個人の課題提起に終わらせず、必要があれば議会ごととして調査の継続を行うことを推進されてきたと考える。現状、取り組みが停滞している有志による一般質問に向けた事前勉強会や定例会議振り返りの意義の再確認などをしてはいかがだろうか
- ・討議による政策論争を行うために事前準備を入念に行う

C=1人（西尾）

- ・一般質問なし

R1 ↓

A=11人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、堀切、中村、渡辺、正村、西尾）

- ・Aではあるが継続した一般質問スキルアップの研修は必要である。別海町議会では定例会ごとに講師を招き研修をおこなっているようだ。一般質問が議員や議会活動のすべてではないが、町政の課題発見、解決に導く論旨的思考を持つ個々のスキルアップには研修が必要だと考える。定例会の振り返りを通じて同僚の一般質問を議会の課題として継続調査をおこなっていくという意義も再度共通認識すべき。

B=5人（梶澤、黒田、早苗、鈴木、広瀬）

- ・政策論争まで達していないこともあった。
- ・討議という観点からいけば、まだまだ議論の深まりが足りない。より準備が必要。
- ・政策論争に至らず要望で終わることがある。
- ・諮問内容の調査等を十分に行い、政策論争を展開すべきである。
 - ・議員は大局的な政策論争に努めるべき。細部にわたっての質問が多い。

- ・あなたの一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開することができたか。

R2 →

A=7人（黒田、堀切、梶澤、鈴木、寺町、正村、広瀬）

B=4人（中田、渡辺、立川、中村）

- ・自己研鑽に努める
- ・さらに自己研鑽に努め、政策論争が展開できるようにしたい
- ・質問を終えたのち、同僚議員の感想を受けるなど、次回に向けた意見交換などがあると客観的な評価ができると考える
- ・教育課題の質問の困難性を感じている

C=1人（西尾）

・一般質問なし

E=1人(柴田)

・一般質問だけが政策論争だとは思っていない

F=3人(橋本、常通、早苗)

R1 

A=8人(寺町、立川、堀切、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

・課題の共有、争点の明確化を図るために意識したが、さらに自己研鑽に努め、政策論争が展開できるようにしたい。

B=4人(橋本、梶澤、黒田、中村)

・事前の情報不足、現課との調整不足、勉強不足。自己研鑽し今後の課題としたい。

・自己研鑽に努める。

・論点を明確にし、政策議論をできるレベルになるよう自己研鑽に努める。

・一般質問等の政策論争は大変重要。調査研究の必要性を痛感している。

C=1人(中田)

・より良い政策論争を展開するにはまだ未熟であり手法について研鑽が必要。

F=3人(常通、柴田、早苗)

・早めに取り掛かる。

4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。

・議員の一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたと考えるか。

R2 

A=13人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、常通)

B=2人(橋本、早苗)

・答弁書の内容を繰り返される再質問が散見される

C=1人(西尾)

・一般質問なし

R1 

A=13人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、西尾)

B=3人(黒田、鈴木、広瀬)

・政策討論に至っていない場面もあった。論点の整理と、事前準備が必要。

・質問が通告の範囲を超える場合が、しばしばある。

・あなたの一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたと考えるか。

R2 ↑

A=9人(黒田、中田、堀切、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬)

B=2人(渡辺、中村)

- ・さらに自己研鑽に努め、討議の充実を図りたい
- ・コロナ禍での教育活動の継続という課題であり、論点整理の必要性を感じた

C=1人(西尾)

- ・一般質問なし

E=1人(柴田)

- ・一般質問の他、委員会活動、本会議、予特等での充実が必要不可欠と考えている

F=3人(橋本、常通、早苗)

R1 ↓

A=8人(寺町、立川、梶澤、堀切、渡辺、正村、鈴木、西尾)

B=5人(中田、橋本、黒田、中村、広瀬)

- ・討議の充実を図るには、研鑽が必要である。
- ・スキルアップあるのみ。
- ・論点をより明確に、わかりやすい議論を心掛ける必要がある。
- ・論点の明確化に努めたい。

F=3人(常通、柴田、早苗)

- ・早めに取り掛かる。

5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

- ・議員は、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。

R2 ↓

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

F=1人(鈴木)

R1 ■

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

- ・あなたは、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。

R2 ↓

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

F=1人(鈴木)

R1	↑	A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)
6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員(以下「町長等執行機関の長等」といいます。)は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。		
R1	R2	町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
・議員の質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。		
R1	R2	町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
・あなたの質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。		
7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。		
R1	R2	町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
・議員の質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、町長等執行機関の長等は、議長又は委員長の許可を得て、反論したと考えるか。		
R1	R2	町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
・あなたの質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論したか。		

(政策形成過程等)

第12条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

・議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため、7項目をもとに政策形成過程を論点として審議したと考えるか。

R2 **↑**

A=10人(黒田、堀切、梶澤、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、早苗)

B=6人（中田、橋本、渡辺、立川、中村、常通）

- ・ 7項目を意識した審議の定着
- ・ 常に7項目を意識する習慣が必要
- ・ 意識はしているが取り組みはまだ半ばと考える。委員会開会前に、論点整理を行う時間確保も行なったが継続できなかったことが委員長としての反省点である
- ・ 7項目についての更なる意識化が重要
- ・ 意識はしているが、十分とは言えない事案があった。習慣になるよう意識づけをする

R1 ↓

A=5人（寺町、堀切、渡辺、鈴木、西尾）

B=11人（常通、中田、柴田、橋本、立川、梶澤、黒田、中村、早苗、正村、広瀬）

- ・ 意識はしているが対応できなかった場面があった。しっかり意識づけを習慣づけたい。
- ・ 十分とは言えない。
- ・ 調査ではできているが本会議では消化不良の時がある。
- ・ 意識はしているが、経験不足、勉強不足。自己研鑽に努める。
- ・ すべての調査において第12条に記載の論点を反映した質疑がおこなうことはできたとは言えない。何度も、議員間で確認することが大切である。
- ・ 7項目を意識した審議の定着。
- ・ すべての審議が常に7項目すべてを満たした議論ができたと言われると足りない部分もあった。7項目を常に意識することが重要。
- ・ 更なる研鑽が必要である。
 - ・ 常に7項目を意識する習慣が必要。

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

- ・ 議会は、政策等の提案を審議するに当たり、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行ったと考えるか。

R2 ↑

A=13人（黒田、中田、堀切、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、早苗）

B=3人（橋本、渡辺、常通）

- ・ 意識はしているが不足していた部分もある。自由討議などを通して執行後の分析をする必要がある
- ・ 十分とは言えない。自由討議で議員間の論点・争点を明確にする

R1 ↓

A=7人（寺町、梶澤、堀切、中村、渡辺、鈴木、西尾）

B=9人（常通、中田、柴田、橋本、立川、黒田、早苗、正村、広瀬）

- ・意識はしているが対応できなかった場面があった。しっかり意識づけを習慣づけたい
- ・十分とは言えない。
- ・近年、皆、財政問題（確保）の発言がある。私も含め判断を迷う場面もしばしばある。完璧は無理だが方法が？
- ・意識はしているが、経験不足、勉強不足。自己研鑽に努める。
- ・おおむね出来ていると考えるが向上の余地は十分にある。今後も議員同士確認しながら改善に努めたい。
- ・不足していた部分もある。自由討議などを通して執行後の分析をする必要がある。
 - ・執行後を想定するとさらに争点が明確化できる。

(評価の実施)

第13条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

- ・議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価を行ったと考えるか。

R2 ↓

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・議員個々では評価を行っていたと考えるが、「議会」として何らかの共通認識を持つ場面があっても良いと考える

R1 ■

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

- ・議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示したと考えるか。

R2 ↑

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・委員会調査等で課題の抽出、必要があれば提言を行うなどの政策サイクルがうまく回せなかったと反省している。評価に基づくサイクルを意識した委員会運営のスケジュールができていなかった

E=1人（正村）

- ・議員は質疑や討論を通して政策提案をしていたが、議会として町長に提案していないのではないか。「議会の評価結果」とはどのようなことを示すのかが明確でないが、議員同士がお互いに政策課題について議論する場面もない

R1 ↓

A=13人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=3人（立川、黒田、早苗）

- ・「議会としての評価」はおこなえていない。常任委員会単位でおこなえば良いのか、予算決算特別委員会でおこなえば良いのかも含め検討課題にしたい。今年度、決算審査後に提言をおこなった四日市市議会の取り組みも参考にしたい。
- ・決算審査ではある程度示せたと考えるが、より分かりやすく伝える場面があってもいい。

(議決事項の拡大)

第 14 条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 96 条第 2 項の議決事件について、次のとおり定めます。

- (1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画
- (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告
- (3) 芽室町庁舎建設基本計画
- (4) 芽室町都市計画マスタープラン

(文書質問)

第 15 条 議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます

R1-R2	議員の権利規定であり、評価項目としない
・議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。	
R1-R2	議員の権利規定であり、評価項目としない
・あなたは、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。	

2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。

- ・議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表したか。

R2 ↑

A=16 人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R1 ↑

A=15 人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

F=1 人（梶澤）

3 文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例（平成 24 年芽室町条例第 32 号。以下「会議条例」といいます。）で定めます。

- ・文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例で定めたか。

H27- 評価項目としない

第 5 章 議員相互の討議

(自由討議による合意形成)

第16条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

・議会は、議員による討議の場をもとに、議員相互の討議を中心に運営したと考えるか。

R2 ↑

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=2人(橋本、梶澤)

・議員間討議を充実させるための機会を設定すること

R1 ↑

A=11人(中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、渡辺、正村、鈴木、西尾)

B=5人(常通、黒田、中村、早苗、広瀬)

- ・取り組んではいるが議員相互の討議を中心にとまでは言えないと感じる。議員間討議を意識して発言する。
- ・討議の場面がもう少し多くてもいい。
- ・ミーティングのあり方の検討も必要。
 - ・自由に討議する場を増やす。

2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。

・本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行ったと考えるか。

R2 →

A=13人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

B=3人(橋本、鈴木、早苗)

- ・議員間討議については改善の余地ありと考える
- ・討議のための論点整理を事前に行うことが必要

R1 ↓

A=13人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、西尾)

B=3人(黒田、早苗、広瀬)

- ・議員間での討議の場面がもう少し多くてもいい。
 - ・活発とは言い難い現状ではある。委員会等では調査案件の事前確認を行い論点の洗い出しをするなど討議を活発化する工夫が必要。

3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

・議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障したと考えるか。

R2 →

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人（広瀬）
E=1人（橋本）
・確認できていない

R1 

A=14人（常通、中田、柴田、橋本、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）
E=1人（立川）
・事例はなかったが、その準備はできている。
F=1人（寺町）

4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

・議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たしたと考えるか。

R2 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）
B=2人（梶澤、早苗）
・委員会における論点を整理し討議の充実を図る
・合意形成を図り切れていない事もあるので十分な審議時間（期間）を設ける

R1 

A=14人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）
B=2人（黒田、早苗）
・討議の場面がもう少し多くてもいい。
・議員個々の意見を述べ合う討議時間を設ける。

5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。

・議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行ったと考えるか。

R2 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）
B=2人（橋本、早苗）
・コロナ禍での討議方法を確立する

R1 

A=14人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

・今のスタイルが良い。

B=1人（黒田）

・討議を十分に行う時間的余裕が少ない。

F=1人（早苗）

・あなたは、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に関わったか。

R2 

A=12人（黒田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾）

B=2人（中田、常通）

・課題解決のための討議時間と研鑽が必要

・コロナ禍を言い訳にはできませんが積極的に行動できなかった。意識を強めたい

D=1人（橋本）

F=1人（早苗）

R1 

A=12人（常通、柴田、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

・「まるごと給食」に関して意見書提出。

B=2人（中田、黒田）

・未熟の為、議論を尽くしきれていない。

・更なる自己研鑽が必要。

D=1人（橋本）

・自己研鑽に努める。

F=1人（早苗）

（議員政策討論会の開催）

第17条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。

・議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催したか。

R2 

A=10人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、西尾）

B=2人（広瀬、早苗）

・討論の場（全員協議会）あるが活用し切れていない

D=1人（寺町）

- ・町政に対する重要な政策課題が無かった

E=1人（柴田）

- ・地方議会において政策討論は大切なことであると認識しているが、隙間をつく政策は必要ない。委員会からの政策提案、意見書など理事者と情報の交換等が最も実務的で有効な手法と考えている

F=2人（橋本、常通）

- ・委員会の議論の方向性を早めに出せば政策討論会の開催は可能と考える

R1 

B=5人（柴田、早苗、鈴木、広瀬、西尾）

- ・今、取り組んでいる手法が良い。熟度が増せば結果が出てくる。
- ・共通認識を深める討論会を、もっと多く開催したい。

C=3人（中田、梶澤、黒田）

- ・能力向上の討論会はなかった。
- ・政策討論会は現時点では開催されていない。今後、開催に向けた取り組みが重要。
- ・各委員会での自由討議はあったが、全体での政策討論会は開催されていない。

D=2人（渡辺、正村）

- ・議会として共通認識を深め、政策形成能力の向上を図るためには、調査の途中経過や1年のまとめを討議できる場が必要。政策討論会開催に向けて積極的に取り組む必要があると考える。
- ・抽出事業は調査期間の設定が委員会ごとに異なる。調査期間を2年としたため討論会を設定できなかったが、年度の途中でも他委員会と進捗について意見交換する機会を設定したらさらに視野を広げることができたかもしれない。

E=1人（立川）

- ・おこなえていないが必要性については共通認識を持てていると考える。また、そこに向けた取り組みをおこなっている。

F=5人（常通、橋本、寺町、堀切、中村）

- ・どのタイミングで政策討論会を開催するのかの（委員会毎の）共通認識が必要と感じた。

2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。

第6章 適正な議会機能

（適正な議会費の確立）

第18条 議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。

- ・議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指したか。

R2 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）	
R1	
A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）	
2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。	
・議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保したか。	
R2	
A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）	
R1	
A=15人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）	
B=1人（立川）	
・事務局機能強化のための予算が必要ではないか。（人員配置、事務局職員の研修機会等）	
3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。	
・議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表したか。	
R2	
A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）	
R1	
A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）	
（議長、副議長志願者の所信表明）	
第19条 議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。	
・議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けたか。（参考）令和2年度は改選等による正副議長選挙が無かったため所信表明は無い。	
R2	
F=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）	
R1-	評価項目としない

（附属機関の設置）

第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

・議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置したか。（参考）設置済み機関：平成24年～議会改革諮問会議。令和2年度は設置していない。

R2 

F=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

R1 

F=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

H30-

すでに条例規定しているため、評価項目としない

・附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めたか。

（調査機関の設置）

第21条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

・議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置したか。（参考）令和2年度は設置していない。

R2 

F=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

R1 

F=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

・議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えたか。（参考）令和2年度は設置していないため議員を構成員として加える必要はなかった。

R2 

F=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

R1 

F=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

（議会事務局の体制整備）

第22条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

・ 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ったと考えるか。

R2 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

E=1人（立川）

・ 今年度は議会事務局機能強化についての議論がなかったと考えるため取り組み内容については不明

R1 

A=14人（常通、中田、橋本、寺町、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（柴田）

・ 安定した4人の確保（正職員が望ましい）。

C=1人（立川）

・ 政策立案能力向上に必要な事務局職員の研修機会、事務局機能維持に必要な人員配置がおこなえているかどうか、再度検討の余地がある。特に事務局職員の任命権行使のために町長とどのような協議をおこなったのかが不明。

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

H30-**R2** 議長が事務局の職員人事に関し、任免権を行使し、町長と協議したかどうかは他議員からは評価しづらいため評価項目としない

・ 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議したと考えるか。

（議会図書室の充実）

第23条 議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。

・ 議会は、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化したと考えるか。

R2 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗）

B=2人（立川、柴田、）

・ 新庁舎移転に伴い、議会図書室等運営要綱を策定したが、今後は芽室町図書館との連携強化などさらなる取り組みが必要と考える

・ 新庁舎になり図書スペースはあるが、町民が何をその場所に求めるかを今後取り組むこと。年々充実していくよう進めるべき

R1 

A=9人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、堀切、渡辺、正村、鈴木）

B=6人（梶澤、黒田、中村、早苗、広瀬、西尾）

- ・新庁舎供用後に向けた機能整備。
- ・タブレットを活用しての電子図書室は、とても役に立つ。今後さらなる充実に向けて検討する。
- ・新刊図書の紹介などの事例はあった。新庁舎建設を契機に充実が求められる。
- ・タブレットではOK。庁舎移転してから。

C=1人（立川）

- ・機能強化は「新庁舎が供用されてから改めておこなう」となってからは、控え室にある議会図書室への関心度が薄れたように感じている。

2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。

- ・議会図書室は、町民、町長等においても利用することができたと考えるか。

R2 ↑

A=9人（黒田、橋本、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗）

B=4人（中田、渡辺、立川、中村）

- ・閲覧しやすくなったが町民が読みたくなる資料なのかは不明
- ・新庁舎共用とともに一定整理されたが、町民の方が見やすい並べ方など、利用しやすさにおいては改善すべき点はあると考える
- ・図書の充実と、町民に向けた周知活動が必要
- ・新庁舎における今後の議会図書室の町民利用を望みます。そのための更なる環境整備、町民周知が必要と考えます

E=3人（堀切、梶澤、柴田）

- ・利用実績が不明、電子図書室を誰でも利用できるようにすると良い
- ・新庁舎に来ていただくための取り組みが先決
- ・難しい問題。町図書館、町長部局にも必要な書物はある。何に絞って充実するか決めてよいのではないかと（オールラウンドの必要はない）

R1 ↓

A=4人（橋本、寺町、梶澤、渡辺）

- ・町民に対する議会図書室機能のあり方については役場庁舎建設と合わせてさらに検討が必要と考える。

B=5人（柴田、中村、鈴木、広瀬、西尾）

- ・電子図書で解決できるのでは。
- ・町民の利用については、今後の議論が必要。
- ・利用のしやすさがない。知ってもらうが大事。
- ・新庁舎になってから。

C=4人（中田、立川、黒田、正村）

- ・（上記の理由から）今年度は傍聴人やモニターさんなどの町民への周知活動が足りていなかったと考える。
- ・町民が利用するには、工夫が必要である。
- ・新庁舎建設時に強化すべく検討を進める。

・町民や町長等が図書室を利用する場面が想像できない。聞かれば答えるという姿勢でよいと思う。

E=3人(常通、堀切、早苗)

・町民の方に気兼ねなく利用してもらえるように周知する。

・実際に町民、町長等が利用しているかはわからない。議会図書室は図書の量が少ないので、電子図書室を誰でも閲覧できると良いと考える。

・利用実績が不明だが図書資料は自由に閲覧できる体制にはなっている。

(議会改革及び活性化の推進)

第24条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

・議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めたと考えるか。

R2 ↓

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(橋本)

E=1人(正村)

・新型コロナウイルス感染症の拡大によって当初の予定どおりに実施できなかった。感染症の拡大、長期化は社会経済活動だけでなく、人々の心にも影響を及ぼしており、これまで実施してきた改革を踏まえ、今後どのように展開していくのかをじっくり話し合うことが必要だと思う

R1 ■

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。

・議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議したかと考えるか。

R2 ↓

A=15人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(橋本)

R1 ■

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。

・議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行ったかと考えるか。

R2 ↓

A=9人(中田、堀切、渡辺、梶澤、中村、広瀬、西尾、常通、早苗)

B=2人(橋本、鈴木)

・コロナ禍により視察が減少

C=2人(黒田、立川)

- ・コロナの影響で、なかなか開催できなかった
- ・このことを課題にした取り組み事案（他自治体の良い取り組みを参考にするなど）がない

D=1人（寺町）

- ・コロナ禍の中で自粛した

E=2人（正村、柴田）

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大によって当初の予定どおりに実施できなかった
- ・本年度は難しい年であった

R1 ↓

A=11人（常通、柴田、寺町、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、広瀬、西尾）

- ・視察にきた四日市市議会とのWSは新鮮な刺激だった。幕別町議会の視察対応もその延長線にあると思うが、機会があれば全議員でも対応できるとよいと思う。

B=4人（中田、立川、黒田、鈴木）

- ・視察対応で研究等行ったかは不明。
- ・本町に視察に来ていただく他自治体議会との意見交換はおこなわれたが、芽室町議会が課題をもって他自治体との交流や連携などをおこなったとは言い難い。
- ・交流はあったが、研究までは至っていない。
- ・他の自治体議会との交流はあっても、調査、研究に至っていない。

F=1人（橋本）

4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

- ・議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行ったかと考えるか。

R2 ↑

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

D=1人（寺町）

- ・法改正が無かったため行っていない

R1 ↓

A=10人（常通、柴田、梶澤、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（立川）

- ・外部からの専門的知見を活用する機会を増やしたい。

F=5人（中田、橋本、寺町、黒田、堀切）

5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。

- ・議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映したかと考えるか。

R2 ↓

A=14人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(鈴木)

・コロナ禍により十分な活動ができなかった

E=1人(正村)

・オンラインでの意見交換は新たなツール開発となった。近年モニター公募をしても該当者がおらず、議員の知り合いにお願いして制度を保っている状況が続いているが、モニター制度の趣旨に照らしてもこの状況が良いとは思えない。コロナ禍という心理的な側面も公募に影響を及ぼすことも考慮し、モニター制度のさらなる進化を検討すべきではないだろうか

R1 ↑

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

(災害対応)

第25条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。

・議会は、災害時に町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行ったと考えるか。

R2 ↑

A=13人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(橋本)

D=1人(寺町)

・災害が無かった

E=1人(正村)

・議会として町長等に必要な要請を行っていないので評価できない

R1 ↓

A=12人(常通、中田、柴田、梶澤、黒田、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=1人(立川)

・新型コロナウイルス感染拡大予防対策については議会BCPに基づいた体制が取れているが、通常の災害とは異なり、収束の時期が見えず対策本部設置期間が長期化していく状況下では各議員に寄せられた町民の声を事務局を通じて執行機関に届けているだけでよいのかという疑問も持っている。

F=3人(橋本、寺町、堀切)

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

H30- 「議会災害時対応基本計画」を策定済みのため評価項目としない

・必要な事項は、議長が別に定めたと考えるか。

第7章 会議の運営

(通年議会)

第26条 議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

H30-	既に通年議会を運用しているため評価項目としない
	・議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期の通年化を運営できたと考えるか。

2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます。

H30-	既に「議会議事条例」を規定・運用しているため評価項目としない
	・会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めたかと考えるか。

(議会運営の原則)

第27条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

	・議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行ったかと考えるか。
R2	
	A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)
R1	
	A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

2 議会は、芽室町議会傍聴条例(平成24年芽室町条例第34号)に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。

	・議会は、芽室町議会傍聴条例に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行ったかと考えるか。
R2	
	A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)
R1	
	A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)
	・Aではあるが、休憩中に報告書を作成し委員間で確認するなどの場面では、傍聴人には資料が行き渡らず、配慮が必要なケースもあった。

3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。

	・議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明したかと考えるか。
R2	

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R1 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

第8章 議員定数・報酬等

(議員定数)

第28条 法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16人とします。

2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。

H27-R2 | 現在、定数・報酬改正に関する協議等が行われていない評価項目としない

3 議員定数の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

(報酬等)

第29条 議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当(以下「報酬等」といいます。)は、別に条例で定めます。

2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期すため、報酬の標準率又は報酬額を示します。

3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

H27-R2 | 現在、定数・報酬改正に関する協議等が行われていない評価項目としない

・報酬等の改正に当たり、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用したと考えるか。

4 報酬等の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

第9章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第30条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

2 議会及び議員は、この条例を順守します。

・議会及び議員は、議会基本条例を順守したと考えるか。

R2 

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(正村)

・ほかの項目でBやEをつけたので

R1 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

・議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断したと考えるか。

R2 ↓

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(梶澤)

・適宜、議員必携及び議会提要に目を通す習慣を身に付ける

R1 ↑

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

(検証及び見直し手続)

第31条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

・議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表したと考えるか。

R2 ↓

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

E=1人(正村)

・条文が示す内容を「どのように受け取って」「なにを評価するのか」は委員の考え方に左右されるため、議員がそれぞれどこまで達成できたのかを確かめることにはなるが、「議会として」というのは違うのではないのか。条例検証の手法はR3も引き続き、研究する必要がある

R1 ↓

A=15人(常通、中田、柴田、橋本、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

F=1人(寺町)

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたいうで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

・議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたいうで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じたと考えるか。

R2 ↓

A=13人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

D=1人(寺町)

・条例の改正は無かった

F=2人(橋本、正村)

・制度の改善が必要である、という議論はなかった

R1 ↓

A=14人(常通、中田、柴田、橋本、立川、梶澤、黒田、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

E=1人(堀切)

・平成30年度の検証に参加していないのでわからない。

F=1人(寺町)

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
(芽室町議会の議員の定数を定める条例の廃止)
- 2 芽室町議会の議員の定数を定める条例(平成14年芽室町条例第48号)は廃止します。
(議会事務局設置条例の廃止)
- 3 議会事務局設置条例(昭和33年芽室町条例第8号)は廃止します。
(芽室町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)
- 4 芽室町議会の議決すべき事件を定める条例(平成23年芽室町条例第3号)は廃止します。
(芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止)
- 5 芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例(平成23年芽室町条例第14号)は廃止します。

附 則(平成26年12月25日条例第44号)

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第32号)

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日条例第22号)

この条例は、平成28年5月1日から施行する

6. R2 茅室町議会活性化計画主要事業取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

【 主要4項目 】

- 1 議会政策形成サイクルの進化 (議会基本条例 第2条(2)、第12条、第13条) ⇒ B 実行・継続
→ 政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。
- 2 町民との意見交換会の深化と充実 (多様な住民参加の機会づくり) ⇒ B 実行・継続
(議会基本条例 第4条(2)、第8条(1・5))
→ 多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる機会を設けます。
- 3 議員間討議 (自由討議) の強化 (議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条) ⇒ B 実行・継続
→ 議論を集約し政策立案へ繋ぐためファシリテーション力と対話力向上を図ります。
- 4 外部評価手法を確立する (議会基本条例 第24条) ⇒ B 実行・継続
→ 議会活動を広く共有するとともに住民による評価から活動の改善を図ります

(参考) R1 茅室町議会活性化計画主要事業取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

【 主要4項目 】

- | | | |
|---|---|-----------|
| 1 | 議会政策形成サイクルの進化 (議会基本条例 第2条(2)、第12条、第13条)
→ 政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。 | ⇒ C 実行・継続 |
| 2 | 町民との意見交換会の深化と充実 (多様な住民参加機会の創出)
(議会基本条例 第4条(2)、第8条(1・5))
→ 多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる「場」創りを進めます。 | ⇒ B 実行・継続 |
| 3 | 議員間討議(自由討議)の強化 (議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条)
→ 議論を集約し政策立案へ繋ぐためファシリテーション力と対話力向上を図ります。 | ⇒ C 実行・継続 |
| 4 | 外部評価手法を確立する (議会基本条例 第24条)
→ 議会活動を広く共有するとともに住民による評価から活動の改善を図ります | ⇒ B 実行・継続 |

7. R2 芽室町議会実行計画評価

(1) 政策課題

(総務経済常任委員会)

①町内における労働力不足の状況と対策

- ・本町では、高齢者増加の一方で若年層減による労働力不足が予想される。現状と今後の支援の在り方や具体的支援に関する R1 年度調査研究を踏まえ、労働力不足解消には多様な政策が必要であることから、町がすでに取り組んでいる政策を労働力確保の視点から整理するとともにプロジェクトの創設を提案する。

(厚生文教常任委員会)

①手話言語条例の制定

- ・手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を推進することにより、障がいのある人がその障がい特性に応じたコミュニケーション 手段を利用しやすい環境を構築し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、お互いに一人ひとりの尊厳を大切に安心して暮らすことができる地域共生社会を実現することを目的とする。

②地域の特色を活かしたコミュニティスクール

- ・令和元年度に構築した地域との連携体制を基礎に、新たな社会課題、新型コロナウイルス感染防止策をとりながらの状況下におけるコミスク事業推進にはICTの活用などこれまでの概念にとらわれない多様な可能性を探る。

進捗工程表

達成時期：R2年9月

所管委員会：総務経済常任委員会

施策（事業）名：町内における労働力不足の状況と対策

【現状】

- 農業だけでなく、製造業、飲食業、福祉関係においても人材不足である。
- 今後さらに労働力不足が懸念される。

【目指す姿(目標)】

- 少子高齢化の進展があっても町内労働力不足を招かない

【課題・政策】

- 農業、製造業、町内事業者の現状把握
- 労働力不足解消につながる政策の洗い出し
- 政策の現状と課題の整理（R2）
- 労働力確保の視点からプロジェクトの創設（R2）

【取組内容】

- ・本町では、高齢者が増加する一方で若年層が減少し、労働力不足による影響が予想される。労働力不足に対してどのような対応をしているのか、町内の現状を探り、今後の支援の在り方や具体的支援を調査研究する。
- ・[R2]労働力不足解消には多様な政策が必要である。町がすでに取り組んでいる政策を労働力確保の視点から整理するとともにプロジェクトの創設を提案する。

【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実態把握		←→ 関係者との勉強会							
調査		← → 町の関係事業調査							
課題抽出			←→ まとめ案作成、政策討論会						
政策提言				9月					

[R元年度評価] ⇒ 未達成・継続

進捗状況	商工会、農協（労働支援課）、町（東工業団地関係）と意見交換・勉強会を通じ、町内企業等の労働不足実態把握を行った。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	次年度は、R元年度に得た情報から、委員会としての課題解決（案）をまとめ、政策討論会を経て議会としての政策案を整理する。町の関係事業を調査（事業評価・実行計画）し、政策案をもとに、政策提言に繋げていく。 [達成時期：R3年3月]									

[R2年度評価]

進捗状況	7月に調査研究報告書を作成。その後は労働力不足解消の要となる政策についての調査を行った。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	労働力不足解消のため、無料職業紹介所や雇用促進住宅などの取組みは進められている。さらに効果的なものとするために複数の課が連携し、横断的な取り組みが進むよう今後も確認していく必要がある。									

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R 2 年度評価]

進捗状況	当事者との意見交換を正副委員長で行い、その後、学ぶ会の勉強会に3委員が参加した。11月に開催予定だった勉強会と意見交換会はコロナのため中止となり、当事者団体からの意見聴取などができずに現在に至る。									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	手話が言語として認知され、障がい者と健常者が互いに理解し合い、円滑なコミュニケーションが図れる地域共生社会の構築が目指すべき姿として共有されているが、当事者や町内事業者などからの意見聴取の場が持てずにいる。現状の課題、先進事例等の調査研究をさらに進め、条例を制定する目的や意義をあらためて明確にし、取り進めていくことが今後の課題であるとする。									

[R 3 年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R 4 年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

進捗工程表

達成時期:令和3年4月

所管委員会：厚生文教常任委員会

施策（事業）名：地域の特色を生かしたコミュニティスクール

【現状】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止策のため学校の休業が今後も断続的に続く可能性がある
- 「新しい生活様式」での社会生活が推奨されるなかでのコミスク事業推進には課題が多い。

【目指す姿(目標)】

- 地域全体で子どもを育む体制の構築
- 新型コロナウイルス感染拡大防止策を図らざるを得ない状況下においても学校と地域との連携体制を構築する

【課題・政策】

- 「コミュニティスクール」に関わる、関係者（学校・地域・保護者・行政）が十分な共通認識に立ち、地域の教育力を活かした学校づくりとともに、地域の特色を活かした子どもの活動拠点づくりの推進
- 新たな社会課題の状況下においても（新型コロナウイルス感染防止策）これまでの概念にとられない多様な手法を用いた事業実施の推進

[取組内容]

- ・今年度の状況調査と新たに生じた課題の把握
- ・芽室町ジモト大学事業についての調査を行いCS推進との関連性等について確認する
- ・全国的に同様の現状下のもと、先進事例や必要に応じた専門知見の活用等を図りながら多様な手法を調査していく

[工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実態把握	←	→	→	→					
	委員会調査		委員会調査						
先進地調査		10月 先進事例調査							

[R元年度評価] ⇒ 未達成・継続

進捗状況	先進地事例調査を行い、地域住民の協力が得やすい環境整備、地域と学校をつなぐコーディネーターの存在が必要不可欠と確認した									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<p>教育委員会は「地域学校協働本部」等の整備をおこない、町民活動支援センターの協力を得ながら各団体との意見交換会をおこない、地域おこし協力隊員の雇用、中学校区ごとのコーディネーター配置など、CS推進に必要な体制整備を進め、令和2年度からの本格的活動開始に備えてきた。しかし本年2月以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議の開催や学校との協議が進まない状況にある。体制が整備できたとしても、それを運営していくための地域などの理解や協力、芽室町に根付いた活動になるかなど、その中身が重要である。</p> <p>令和2年度からは、芽室町ジモト大学事業推進など関係する事業も進められることから、当委員会としては、引き続き本事業を注視していく必要があると考え、令和2年度も抽出事業として継続調査を行うこととする。</p>									

[R2年度評価]

進捗状況	議会が実施した意見交換会等により、CSについての周知・理解が多く、保護者・地域住民から十分に得られていない状況があると確認した。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<p>令和2年は2度の臨時休校措置、並びに分散登校の実施など、新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響により新学期以降、速やかな事業推進が図られる状況ではなかった。</p> <p>通常授業が再開された6月以降、各学校においては地域との連携体制を構築するには時間を要したが、町内3中学校区にコーディネーターを配置し、コロナ禍における様々な制限がある中、取組を推進してきた。繰り返される新型コロナウイルス感染拡大の波により、計画どおりの事業推進が困難な状況であったことについては、当委員会として理解を示すところである。</p> <p>CSコーディネーターとの意見交換会では、学校運営協議会の開催や協議会へのコーディネーター参画について各学校によって進捗状況に差があること、地域学校協働本部の取組状況においては、意欲のある地域住民の存在を活かしきれていないこと、及び多様なボランティア人材の開拓が必要であることなどが確認された。</p> <p>また議会が主催したPTAとの意見交換会では、令和2年度に発行された「CS通信」が多く、保護者や地域住民の目には届いておらず、周知方法の工夫が必要であることを確認した。</p> <p>地域の特色を生かしたコミュニティスクール事業を推進していくには、より多くの町民の理解と協力を得ることが重要であり、町広報誌「すまいる」等の多様な発信ツールを用いた広報活動など、地域理解を深める取組に注力することが早急に解消されるべき課題で</p>									

	<p>あると考える。</p> <p>当委員会として令和2年度は困難な社会状況下においても事業推進に必要な体制構築がなされ、事業が実施されたことについては一定の評価を示す一方で、本事業においてはさらなる促進に向けた取組が求められることから、令和3年度以降も継続した調査が必要であることを確認した。</p>
--	---

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

(2) 活性化策

①議会運営の基本理念・基本方針とR2活性化事項評価総括

【1】芽室町議会の運営の基本理念－「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現

■R2 評価 → 令和元年度以降、これまでの議会活動を「通年議会の利点を活かしていたか」「持続可能な活動となっていたか」「活動を通じての成果は十分か」の視点で振り返り、従前の「現状から目指す姿」へと課題解決を進める発想から、「あるべき姿から解決策」を考えるバックキャストिंगの思考を導入し、「議会基本条例の具現化」「政策立案に至るプロセスの見える化」「議会活動への住民参加と課題共有」のため、4年間の具体的な常任委員会・議会運営の実行目標を年次計画化した『議会実行計画』を、議会活性化計画書に採り入れ、活動を続けてきている。

議会運営では7項目の活性化策の検討・実施に取り組んできた。活性化策について、「議会図書室機能の整備」は図書室公開・保管等の管理ルール策定を行った。「町民意見の協議経過の明確化」「情報提供と説明の充実」は、5月に実施した「無策抽出による町民アンケート」の集約結果・分析から、議会だよりの改善をポイントとして、議会モニター会議においてもテーマの一つとして意見をいただき、議会運営委員会を中心に議論を行った。まとめた改善点は、新年度の議会だよりに反映していくこととした。

「議会モニター制度の機能拡充」においては、公募において「無作為抽出」手法の採用し、2人応募をいただいた。「町民との意見交換会の改善」は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、対話機会の確保が難しい中でも、オンラインの他、書面（Web回答）など、工夫をこらし、町内小中学校の5つのPTAで保護者・教員の42人が参加した意見交換等からの意見集約を行った。「ICTの継続的な活用」は、議会HPの課題整理から更新準備を進めた。「外部評価手法の確立」は、「無策抽出による町民アンケート」を実施したほか、議会活動だけでなく、条例第31条に規定する「この条例の目的が達成されているかどうかを検証」し、条例改正に繋がる、専門的知見による評価システムの構築、令和3年度からの試行評価に向けた議論をスタートさせた。

【2】 芽室町議会の6つの基本方針

1 開かれた議会

■R2 評価 → 議会だよりを毎月発行（計120ページ）し、議会ホームページへの掲載、全会議の会議記録等の公開とインターネット中継及びSNS（フェイスブック・ライン・ツイッター）を活用し、引き続き情報公開・共有に努めた。議会傍聴者数は、総計195人で、内訳として本会議は94人（R1/130人、H30/117人、H29/114人、H28/117人、H27/197人）、全員協議会16人、委員会85人であった。ホットボイスが寄せられた件数は7件（R1・H30/0件、H29/6件、H28/17件、H27/6件）であった。議会報告と町民（PTA・高校生）との意見交換会を全6回開催し、PTAは42人、高校生は9人で合計51人の参加があった。団体との意見交換会は1回開催した（総務経済常任委員会1回（R1/6団体、H30/1団体、H29/6団体、H28/3団体、H27/7団体）。意見・提案については、各常任委員会で議員間討議から所管事務調査に活用するなど、町政に反映させるべく協議を行った。

2 公平・公正、透明な議会運営

■R2 評価 → 5件の陳情案件についてすべて公開し委員会を開催し、7名には参考人として招致し質疑を行った。他会議については、すべて公開し透明性を確保するとともに、委員会ミーティングの積極的活用を行い、議員同士が自由かつ達な議論の展開を心がけ議会運営を行っている。

3 適切な行政の監視と評価

■R2 評価 → 議決事項の拡大の案件は浮上しなかった。町の第5期芽室町総合計画2年目の年であり、前期実施計画の評価と後期計画の策定を視野に、総合計画との整合性に注視しつつ令和3年度予算審査を行った。

4 町民本位の政策立案と提言

■R2 評価 → 議案の調査・審議については、議員同士の自由かつ達な議論の展開には、課題を残しつつも、全員協議会において政策討論会を開催するなど、課題の共有化と多様な意見の聴取から政策提言へ向けた課題整理ができた。結果として、1つの常任委員会で1件の政策提言を行った。

5 議会力、議員力の強化

■R2 評価 → 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、対話機会の確保が難しい中でも、オンラインの他、書面（Web 回答）など、工夫をこらし、町民意思の把握・住民参加の場となっている議会報告と町民との意見交換会を進めた。全 15 回の開催で、314 人の参加があった。内訳として「多様な世代の住民参加の促進」を目的に町内小中学校の 6 つの P T A（うち、1 つは辞退）で実施し、保護者・教員等の 42 人が参加した。5 年目となる町内高校生との意見交換では、芽室高校からは新聞局生徒 9 人が参加し、新型コロナウイルス感染症対策等に関する意見交換を開催。白樺学園高校（包括連携協議事業）では 1 年生及び 3 年生全クラス 263 人の生徒が参加して「議会体験」から議会の仕組みを学ぶ取組みを行った。常任委員会と団体との意見交換会においては 1 団体と開催し意見を交わした。（R1/6 団体、H30/1 団体、H29/8 団体、H28/3 団体、H27/7 団体）。残念ながら、全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、予定していた議会フォーラムは中止としたが、さらに、町民の意見・提案を起点とした議会政策形成サイクルの深化と充実のため、議会サポーター等の協力と議員研修や議会フォーラムを重ねながら、開催方法を工夫し議会力、議員力の強化を目指す必要がある。

6 継続的な議会改革の推進

■R2 評価 → R1 年度から導入している、あるべき姿から解決策へと導く『バックキャストिंग』の視点を取り入れた「議会実行計画」により、議会・委員会が取り組む課題や目的の一層の見える化を進めるなど、議会基本条例・議会活性化計画等を基に引き続き議会改革・活性化に取り組んだ。また、議会活性化の機能強化・住民参加などが評価され、議会・委員会運営の外部評価である議会改革度調査では全国 2 位（早稲田大学マニフェスト研究所）となった。

【3】 6 つの基本方針を踏まえた具体的な取り組み

1 開かれた議会

(1) 町民に分かりやすい議会

(ア) 議会からの情報発信

■R2 評価 → 会期の通年化により、定例会議 15 日間、臨時会議を 8 日間開会した。各常任委員会の所管事務調査、先進事務調査についても機動的に調査を行った。全会議を公開、全会議の会議記録を公表、全会議をインターネット中継・録画したが、不具合によりアクセス数は不明となった（R1 は 12,392 件）。導入から 4 年を経過したタブレット端末機は、5 月に更新を行い、引き続き活用が進み、すべての会議の議案等、資料の電子化とペーパーレス化を継続し、会議・意見

交換・議員活動で活用を広げた。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、タブレットを使ったオンラインを活用した会議、ミーティングを開催した。

(イ) 議決結果と賛否の公表

■R2 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任は自己評価の結果、一定の達成をしているといえる（第8条：A=15人 B=1人）。

(2) 町民が参加する議会

(ア) 議会報告と町民との意見交換会の開催

■R2 評価 → R2 議会報告と町民との意見交換会は、新型コロナ感染症拡大の中で、実施時期・方法について模索を続けた。可能な限り「対面」による開催を検討する中で、各PTAに対して実施方法についてのアンケートを行い、オンライン（Zoom）、リアル、書面から開催方法を選択し、結果的に、1PTAとはオンラインでの意見交換会を、2PTAとは対面、2PTAとは書面（Webアンケート）による意見聴取を実施した。町民の意思を把握し住民参加の機会となる議会報告と町民との意見交換会は、全14回（うち3回は勉強会）開催し、314人の参加があった。内訳として「多様な世代の住民参加の促進」を目的に町内小中学校の6つのPTAのうち5つのPTAで実施し、保護者・教員の42人が参加した。5年目となる町内高校生との意見交換では、芽室高校新聞局生徒9人とオンラインにより、新型コロナをテーマとして意見交換を実施。白樺学園高校（包括連携協議事業）では1年生全クラス133人と3年生全クラス130人の生徒が参加して、議場等を利用して「議会体験」から議会の仕組みを学んだ。常任委員会と団体との意見交換会においては1団体と開催し、町政策展開上の課題について意見を交わした。（R1/6団体、H30/1団体、H29/8団体、H28/3団体、H27/7団体）。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく議論を行った。

(イ) 団体との意見交換会の開催

■R2 評価 → 新型コロナウイルス感染拡大により対話機会が減ったが、1団体との意見交換会を開催した。

(ウ) 公聴会制度の活用

■R2 評価 → 開催を要する案件がなかったことから、制度活用の実績は無かった。

(エ) 常任委員会での参考人制度の充実・強化

■R2 評価 → 総務経済常任委員会で2人(2回)、厚生文教常任委員会で5人(3回)を招致した。

(オ) 附属機関の設置

■R2 評価 → 新規の諮問事項の設定が行えなかったことから、議会改革諮問会議の設置は見送った。

(カ) 議会モニターの設置

■R2 評価 → 議会モニター定員を20人として、委員18人を委嘱(R2.7)。オンラインとリアルハイブリットによるモニター会議を2回開催した。新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても、継続的にワークショップを活用した意見交換を展開することができた。

2 公平・公正、透明な議会運営

(1) 公平・公正な議会運営

(ア) 審議会等委員への就任辞退(実施済)

■R1 評価 → 全ての審議会等委員を辞退している

(イ) 公平・公正な委員等の選任

■R2 評価 → 予算決算審査特別委員会で、議長を除く15人を公平・公正に選任した。

(2) 議会運営の透明化

(ア) 正・副議長選挙の立候補制導入

■R2 評価 → H1年度の初議会において実施した。

(イ) 委員会・審議会等の資料開示

■R2 評価 → 委員会・審議会等の開催日程含め、議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任を一定程度果たした。

3 適切な行政の監視と評価

(1) 適正な行政運営と緊張関係の確保

(ア) 政策提案の説明開示

■R2 評価 → 全員が『7項目』を意識して会議を取り進める」こと、「委員会室内に『7項目』を掲示・表示する」など継続して改善に取り組んできているが、議員個々の議会基本条例第12条の評価結果では、改善傾向にあるとの自己評価が見られた（A=5人→10人 B=11人→6人）。

(イ) 反問権・反論権の付与

■R2 評価 → 新型コロナウイルス感染拡大の影響もやや見られ、一般質問者は、27人（R1/20人、H30/24人、H29/26人、H28/23人、H27/34人）、質問項目数は43項目（R1/26項目 H30/32項目 H29/41項目、H28/36項目、H27/57項目）であった。一般質問した議員は11人と前年より1人減り、しなかった議員は5人である。反問権の行使は、常任委員会で1回、予算決算特別委員会で1回の事例があった。

(ウ) 全員協議会と常任委員会のあり方の明確化

■R2 評価 → 委員会においては、特に問題となるような不規則発言やヤジなどは見られなかった。議員間討議のグラウンドルールを設定し、机に掲示するなどして常に意識をして議論するよう、引き付き全議員が心掛けてきた。

(2) 監視機能の充実・強化

(ア) 文書質問制度の導入

■R2 評価 → 1人、2件に文書質問があった。質問・答弁内容は議会ホームページ、議会だよりで速やかに公開した。

(イ) 議決事項の拡大

■R2 評価 → 追加すべき事項はなかった。

(ウ) 通年議会制度の実施

■R2 評価 → 令和2年5月の初議会から令和3年4月までの間、定例会議を15日間、臨時会議を8日間開会し、災害に等しい新型コロナウイルス感染拡大の中であって、通年議会が一定の役割を果たしている。

4 町民本位の政策立案と提言

(1) 政策形成サイクルの確立

(ア) 議員間の自由討議による合意形成

■R2 評価 →ミーティングは積極的に活用された。本会議での自由討議の実績はなかったが、各委員会では調査の最後に必要に応じて自由討議を採り入れ、議員同士で質疑を行い、意見を述べ合う議員間討議も多く見られたが、一方で議論が深化しない状況も見られた。議会基本条例の自己評価でも次のような結果となった（第3条：A=11人、B=5人）。

(イ) 政策討論会の実施

■R2 評価 → 町提案の個別計画について、所管委員会での調査・議員間討議から、全員協議会での政策討論会を実施した。また、各委員会における政策形成サイクル抽出事業の調査、課題整理において、ミーティングの積極的活用、活発な議論もあり、委員会での議員同士の質疑においては意見を述べ合うケースも見られる。

(ウ) 専門的知見の活用

■R2 評価 → 法に基づく専門的知見の活用はなかったが、議会活動評価の仕組みづくりに関して、議会サポーターからの知見を活用することとした。

(2) 立法機能の充実・強化

(ア) 議員・委員会による条例提案の推進

■R2 評価 → 一部に条例提案に向けた準備の動きがあったが、年度内の条例提案には至らなかった。

5 議会力、議員力の強化

(1) 議会機能の強化

(ア) 議員研修会の充実

■R2 評価 → 令和2年度研修計画（予算額300千円）を策定したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から各種研修事業、議会フォーラムを中止（又は延期）とした。

(イ) 議会費の確保

■R2 評価 → 議会費に対する地方交付税額相当額を情報提供しなかった。令和元年度は一般会計予算額15,070,000千円に対し85,173千円の計上で0.57%となった。

(2) 議員の資質向上

(ア) 政務活動費の適正な執行と公開

■R2 評価 → 検討しなかった。

(イ) 議会図書室の充実と有効活用

■R2 評価 → 電子図書室の整備により議員の利用面では継続して機能強化を進めてきている。一方で、庁舎移転に伴う議会図書室の公開に合わせて、議会図書室等運営要綱を策定し、併せて電子図書室データの管理ルールも整備した。

(ウ) 議員の政治倫理の確立

■R2 評価 → 議会基本条例第7条に関する自己評価では、『順守した』との結果となった。

6 継続的な議会改革の推進

(1) 議会のあり方調査研究

(ア) 議会モニターの設置（再掲）

■R2 評価 → 議会モニター定員を20人として、委員18人を委嘱(R2.7)。オンラインとリアルハイブリットによるモニター会議を2回開催した。新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても、継続的にワークショップを活用した意見交換を展開することができた。

(イ) 議会の制度検討

■R2 評価 → 新型コロナウイルス感染拡大対策として、オンラインによる委員会開催を可能とするため「委員会条例」を一部改正した。

(ウ) 議会改革諮問会議（附属機関）の設置等（再掲）

■R2 評価 → 新規の諮問事項の設定が行えなかったことから、議会改革諮問会議の設置は見送った。

(2) 事務局体制の充実・強化

(ア) 事務局によるサポート体制の強化

■R2 評価 → 特に研修計画等を策定しなかったが、人事異動時のレクチャー、目標管理等に基づき業務を遂行した。

② R2 活性化策 7 事項への取組評価

進捗工程表

達成時期: R2 年 10 月

所管委員会: 議会運営委員会

施策(事業)名: R2 活性化策 1. 議会図書室機能の整備

【現状】

- 議会図書室の規定がない
- 電子図書室のデータ管理規定がない

【目指す姿(目標)】

- 利用しやすい議会図書室となる
- 限りあるクラウド容量を効果的に活用する

【課題・政策】

- 管理(購入・導入、貸出、廃棄等)の明確化
- 町の「電子文書管理規定」の整備方向と連動した管理ルール整備

【取組内容】

- ①新庁舎供用後の図書室運用に向け、電子図書の位置づけ、文書・図書の管理ルール等を規定した「(仮)議会図書室管理要領」を策定する。
- ②電子図書室データの管理ルールを検討する。

【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
他事例研究			←→						
案策定・協議			←→						
管理規定整備				10月					

[R元年度評価] ⇒ 未達成:継続

進捗状況	・他議会の事例調査にとどまる。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	・令和2年度、新庁舎への移転・議会図書室の共用開始までには、規定の策定を完了する。									

[R2年度評価] ⇒ 目標達成:完了

進捗状況	・令和2年度、新庁舎への移転先立ち「議会図書室等運営要綱」を制定。新庁舎移転後は、要綱に基づき図書の整理・展示を行った。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	・真に議会・議員の政策力向上に向けた議会図書室としていくには改善点もあろうが、今回の活性化策としての「議会図書室機能の整備」は目的達成した。									

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

進捗工程表

達成時期：R3年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R2 活性化策 2. 町民意見の協議経過の明確化

【現状】

○結論（結果）に至るまでの経過・理由が分からない。

【目指す姿（目標）】

●町民自らの意見が、どのように協議されているのか知ることができる。

【課題・政策】

➤ いつの意見が、いつ議会で協議・調査されているか、住民参加ツールごとに経過を明確にする。

【取組内容】

- ・意見交換等で出された意見等、議会内での協議経過から政策形に至る過程を「見える化」する手法を検討・試行する。
- ・[R2] R2年度に実施する住民評価（アンケート）結果から、住民参加ツールの課題を抽出し、ツールごとの改善案を検討する。
- ・[R2] 検討した改善案の試行と次年度の住民参加ツールのあり方検討に繋げる。

【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
議会だよりの「追跡！一般質問」の継続	→								
「明確化」手法の検討	→								
住民評価からの課題抽出			→						
課題検討とツールの改善			→						

[R元年度評価] ⇒ 未達成:継続

進捗状況	・議会だよりの「追跡！一般質問のその後」は継続したが、別手法・手段の具体的な検討には至らなかった。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	・「議会モニター制度の機能拡充」と「町民との意見交換会の改善」に関しては、新たな手法を導入するなど、一定の工夫を行った。 R2年度に実施する住民評価（アンケート）から得られる結果から、より良い手段を検討していく。[達成時期：R3年3月]									

[R2年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	・町民アンケートの分析から、「読みたくなる議会だよりの」への改善点をまとめ、次年度からの「議会だよりの」改善へ繋げた。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	・「読みたくなる議会だよりの」への改善については、今回のまとめで「将来展望」とした事項について、今後も継続して検討を要する。 ・一方で、町民団体主催のイベントへの参加など、議会として町民に直接「見せる」機会の創出、あり方についても別途検討が必要である。									

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

進捗工程表

達成時期：R3年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R2 活性化策3. 情報提供と説明の充実

【現状】

- 町の予算のサイクル等が町民に分かりづらい
- 議会活動に対する町民の認識度が低い

【目指す姿(目標)】

- 町民の視野を広げより深い議論ができる
- 議会の基本を知ってもらい、議会と交流できる

【課題・政策】

- 議会活動・情報をよりの確・効果的に町民へ提供するための手法・手段の工夫・改善

【取組内容】

- ①「7. 外部評価手法の確立」と連動し、評価を通じて議会活動の情報公開と住民との共有を行う。
 - ②「6. 町民との意見交換会の改善」と連動し、多様な住民参加の促進を通じて議会活動の情報公開と住民との共有を行う。
- ・ [R2]住民アンケート結果をもとに、具体的な情報提供手法・手段の検討を行う。

【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
外部評価手法の検討	→								
町民との意見交換会の改善検討	→								
効果的な情報提供手法・手段の検討	→		→						

[R元年度評価] ⇒ 未達成・継続

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価手法（無作為抽出・アンケート）の実施に向けた検討、PTAとの意見交換の意見に対する回答・報告方法の改善検討、意見に対する常任委員会内での対応協議を行い、年度内にまとめて各PTAに回答を送付した。 ・情報提供手法・手段に絞り込んだ詳細な議論には至らなかった。 ・町民活動支援センターまつりにおいて議会活動紹介をする予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となった。 									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	今後、実施する住民アンケート結果をもとに、情報提供手法・手段の具体的な検討を行う。[達成時期：R3年3月]									

[R2年度評価] ⇒ 概ね達成・継続

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・町民への情報提供を兼ねた「無作為抽出による住民アンケート」を実施し、一定の回答を得た（回答率：27.85%）。 ・「読みたくなる議会だより」への改善点をまとめ、次年度からの「議会だより」改善・工夫へ繋げた。 									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの分析から、議会だよりの認識率が高く、一方で読まれてない点が明確になったことから、町民への情報提供手段としては「議会だよりが最も有効である」との視点から、「読みたくなる議会だより」への改善に向けた検討を行った。 ・後は町民の視野を広げさらに深い議論ができるような発展に向け、研究が必要である。 									

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

進捗工程表

達成時期：R3 年 12 月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R2 活性化策 4. ICT の継続的な活用

【現状】

- ページ更新の一部を外部に作業委託
- 特定のアプリによる議会中継視聴
- 中継動画単独での視聴

【目指す姿(目標)】

- 情報の検索性・即時性が高く必要な情報が入りやすいHP
- 審議内容が分かりやすいHP

【課題・政策】

- 完全CMS化により更新の即時性を向上する
- 議会中継・HP運用システムを更新し動画と議案を同時に視聴できるようにする

【取組内容】

- ・ 議会ホームページ強化に向けた検討を行う。
- ・ [R2] 議員及び議会モニターアンケートによる現行HPの改善点を抽出・整理。
- ・ [R2] CMS移行ページ確定、費用の算定。
- ・ [R2] 実行計画から予算措置。

【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
現行のHPの課題整理	→								
HPの改善方向の整理	→								
改善点抽出・整理			→						
新HP移行ページ確定、費用算定・実行計画策定・予算措置			→	→					
移行準備・移行作業					→	移行			

[R元年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	・今年度は、現行の議会HPの課題調査を行い、結果として、現行の単独運用の将来性とコスト面で、町HP同様のクラウドへの移行がCMSシステムの活用、運用コスト面で有利との判断をした。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	・R2年度には、R3年度予算措置に向けて、議員及び議会モニターアンケートによる現行HPの改善点の整理、CMS移行ページ確定等を行う。 [達成時期：R3年12月]									

[R2年度評価] ⇒ 目標達成:継続

進捗状況	議会ホームページ更新に向けた検討、準備を予定どおり進めてきた。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	R3年度は、契約から更新作業までを行う。 [達成時期：R3年12月]									

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

進捗工程表

達成時期：R3年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R2 活性化策5. 議会モニター制度の機能拡充

【現状】

- モニター候補者の固定化
- モニター意見の議会内での議論経過が見えない

【目指す姿(目標)】

- 市民の議会に対する理解が広がる
- モニター自身がより課題意識を持って主体的・積極的に会議に参加する

【課題・政策】

- 潜在的な関心層を掘り起こす
- 会議に主体的に臨めるような手法の改善

【取組内容】

- ①モニター公募方法の改善（無作為抽出など）を検討し、試行する。
 - ②モニター会議の開催手法（テーマ設定、ファシリテータの設置等）の改善を検討する。
- ・[R2]R1年度のモニター会議結果及び無作為抽出による公募状況から、改善内容の振り返り（検証）を行う。
 - ・[R2]R1年度検証結果から、R2・R3年度モニター制度のあり方を再検討する。（イレギュラー対応含む）

[工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
無作為抽出を含むモニター選考のあり方を検討			→						
モニター会議のテーマ設定・会議手法の検討			→						
R1 実施結果の検証（会議・無作為抽出）			→						
R2 会議運営の改善検討			→	→					

[R元年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケートの実施に向けた検討の中で、併せて、議会に関心を持つ人に「モニター候補」として手を挙げてもらうための「無策抽出」によるモニター選考方法を検討し、実施準備を行った。 ・第1回モニター会議で出された意見を分類し、その中から第2回会議テーマとするもの数点を抽出。第2回会議では、モニター自身が関心のある事項を議論のテーマとして開催した。 									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度実施予定の第3回会議では、第2回会議で議論テーマとして事項に対する委員会の調査経過・結果を報告する。報告後の会議進行のあり方は、4月以降検討する。 ・次年度の会議進行、テーマのあり方などは、モニターの意見を参考として改善に繋げていく。[達成時期：R2年6月] 									

[R2年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・町民無作為抽出から2人のモニターが得られた。またコロナ禍の中で、オンラインによるモニター会議を開催できたことで、開催手法の改善、拡大は一定の目標達成ができた。 									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた環境の中で、開催手法を工夫してモニター会議を開催できたことは一定の評価に値する。 ・一方で、モニター公募の改善は依然として課題があり、継続して検討を要する。 									

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

進捗工程表

達成時期：R3年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R2 活性化策6. 町民との意見交換会の改善

【現状】

- 意見交換を通じて、町民の真の課題を引き出せていない。
- 意見交換グループ内の情報共有ができていない

【目指す姿(目標)】

- 町民意見の背景・理由を掘り起こす対話ができる。

【課題・政策】

- 会議のメンバー、テーマ等に適した会議形式を採用し実施する
- 会議進行手法の改善する

【取組内容】

- ・真の情報共有を進め住民参加を促進することを目的として、これまで実施してきた住民参加手法の検証と新たな手法の検討を行う。
(※7. 外部評価手法の確立と連動し、住民評価の結果を参考として実施する。)
- ・[R2] R2年度に実施する住民評価（アンケート）結果から、町民との意見交換の課題を抽出し、改善点を検討する。
- ・[R2] これまでの意見交換以外の新たな手法の検討を行う。

【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
住民参加ツールの実施にあたっての課題検討	→								
住民参加ツールの課題改善手法の検討	→								
住民評価からの課題抽出			→						
既存意見交換の改善検討				→					
新たな手法の検討				→					

[R元年度評価] ⇒ 未達成:継続

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAとの意見交換の実施にあたり、意見集約、課題抽出から常任委員会での議論へ繋げ、意見に対する回答としてまとめた。 ・第1回モニター会議で出された意見を分類し、その中から第2回会議テーマとするもの数点を抽出。第2回会議では、モニター自身が関心のある事項を議論のテーマとして開催した。 									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・町民意見の背景にある課題を細分化し、課題のポイントを明確化していく。 ・R2年度は、住民評価の結果から、より良い意見交換の姿、あり方を協議していく。[達成時期：R3年3月] 									

[R2年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中であって、オンライン及び対面による意見交換、また書面・ネットフォームを活用した意見聴取など、幅広い手法をもって町民と意見を交わし、意見を得ることができた。 									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度はアイデアを絞りながら、多様な手法を用いて意見交換を進められたことは、今後の「平時」における意見交換開催手法としても活用のめどが立った。 ・一方で、目指す姿である「町民意見の背景・理由を掘り起こす対話ができる」という点は、別の視点での改善に向けた検討が必要。 									

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

進捗工程表

達成時期：R4年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R2 活性化策7. 外部評価手法の確立

【現状】

○議会活動評価が議員自己評価にとどまってお
り適正かつ公正な評価となっているのか

【目指す姿(目標)】

●議会基本条例の基本理念に則った議会活動
を継続する

【課題・政策】

➤ 客観的（第三者）評価手法を確立する

【取組内容】

- ・住民から見える「議会活動の評価」手法を確立し、今年度の議会活動実績評価からの試行を目指す。
- ・[R2] アンケート方式の住民評価の実施・集約・分析から議会活動へ反映
- ・[R2] 「議会基本条例に基づく議会活動について」の客観的評価手法を検討し、令和3年度での試行に繋げる。
- ・[R3] 新たな評価手法の検証と必要に応じて仕組みの見直しを実施する。

【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
住民評価手法の検討	→								
評価（アンケート）実施・集計・分析			→						
議会基本条例に基づく議会活動の評価手法の検討			→						
新たな評価の試行・実施と仕組みの検証・見直し					→ 試行	→ 検証			

[R元年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	<p>・住民評価の検討の中で、2つのパターンを提案してきた。その中で、今年度は「議会の活動全般に関する認識度を高める」「議会に関心を持つ町民層を増やす」の2点を目的に、「アンケート方式」の評価手法について中心的に検討した。 結果として、町民700人を対象とした無作為抽出によるアンケートを、4月から5月にかけて実施し、アンケート結果は、次年度の議会活性化計画の議論に反映する。</p>									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<p>・評価議論の中で「議会基本条例に基づく議会活動について」の客観的評価手法については、引き続き、次年度において検討することとした。 [達成時期: R3年3月]</p>									

[R2年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	<p>・町民対象とした「無作為抽出アンケート」は一定の回答を得て、その後の分析に繋げることができ、所期の目的は達成した。 ・専門的知見を活用した外部評価については、一定程度の検討と準備はすすめてきたが、予定通りに進まなかった。</p>									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<p>・町民対象としたアンケートは、今後は必要な時期に実施していくこととし、毎年の必須とはしないこととした(9/24議運決定) ・専門的知見を活用した外部評価の仕組みは、議会サポーターの協力を得ながら、次年度で制度設計を行っていく。[達成時期: R4年4月(制度設計・模擬評価・制度改善まで)]</p>									

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										



2014 マニフェスト大賞最優秀成果賞



[政策提案する議会へ]

北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail g-shomu@memuro.net

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813